



無配当総合障がい終身保険026 (払込期間中無解約返戻金型)

# ご契約のしおり—約款

—————• 2026年4月作成 •—————

BESTパートナー  
大樹生命  
日本生命グループ

## この冊子の構成

この冊子は、次の3つの部分に分かれています。

### ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい重要な事項（告知義務、保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明したものです。

### 約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

### 諸利率および お取り扱いの範囲

ご契約に適用される諸利率、および、ご契約内容変更等のお取り扱いの範囲（減額後の最低保険金額等）について、その一部を一覧形式にて記載したものです。

- ・「ご契約のしおり」「諸利率およびお取り扱いの範囲」に記載のお取り扱いの範囲は、本冊子作成年月現在のものであり、今後変更することがあります。
- ・実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めている利率およびお取り扱いの範囲が適用されます。
- ・「ご契約のしおり」では、『障害』を『障がい』と表記しています。なお、法令等で定められているものは障害と表記する場合があります。  
（例） 特定障害保険金 ⇒ 特定障がい保険金

## 当社へのご連絡やお手続き

●次のような場合には、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。

- ◆ 保険金等を請求するとき
- ◆ 改姓、改名されたとき
- ◆ ご契約者を変更するとき
- ◆ ご住所を変更されたとき
- ◆ 受取人を変更するとき

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-318-766

平日 9:00~18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

# 特約チェック表

お申し込みの特約をチェック☑して、内容をご確認ください。

(ページ)

		ご契約の しおり	約 款
<b>主契約</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 無配当総合障がい終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）	26・28	75
<b>特 約</b>	<input type="checkbox"/> 年金支払特約	32	107
	<input type="checkbox"/> 指定代理請求特約	33	114
	<input type="checkbox"/> 健康体料率特約〔健康自慢〕	45	117

※〔 〕内は特約の愛称です。

# もくじ

主な保険用語のご説明 .....	6
------------------	---

## ご契約のしおり

<b>I. ご契約にあたって</b>	
1 生命保険募集人について .....	13
2 現在契約している保険契約の解約・減額等を前提とした 新たな保険契約・転換による保険契約のお申し込みについて .....	14
3 現在のご契約内容の見直しをご検討の方へ .....	15
4 お申し込み・告知のお手続きについて .....	16
5 健康状態・職業等の告知義務について .....	17
6 保障の責任開始時について .....	20
7 クーリング・オフ制度（ご契約申し込みの撤回等）について .....	21
<b>II. 特徴としくみ</b>	
1 ネクストウェーブについて .....	26
(1) 特徴 .....	26
(2) しくみ .....	27
<b>III. 保障内容について</b>	
1 無配当総合障がい終身保険O26（払込期間中無解約返戻金型） .....	28
2 特約について .....	32
(1) 年金支払特約 .....	32
(2) 指定代理請求特約 .....	33
<b>IV. 保険金等のお支払いについて</b>	
1 保険金等の請求方法について .....	36
2 保険金等のお支払い期限について .....	37
3 保険金等をお支払いできない場合について .....	38
<b>V. 保険料について</b>	
1 保険料のお払い込み方法について .....	40
2 保険料の払込期月・猶予期間について .....	42
3 保険料のお払い込みがないことによるご契約の解除・失効、復活について .....	43
4 健康体料率特約について .....	45
5 まとまった資金のご活用について .....	47
6 保険料のお払い込みが困難になられたとき .....	48
7 保険金支払等の際の保険料の精算について .....	49
8 ご契約の消滅時の保険料のお取り扱いについて .....	51

## VI. ご契約後について

1 解約と解約返戻金について	52
2 被保険者によるご契約者への解約の請求について	53
3 保険金等の受取人によるご契約の存続について	54
4 死亡給付金受取人の変更について	55
5 受取人・住所等の変更に伴う諸手続きについて	56
6 生命保険と税金について	57

## VII. その他生命保険に関するお知らせ

・株式会社について	59
・個人情報のお取り扱いについて	60
・「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく 他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	62
・保険会社の業務又は財産の状況の変化による保険金額等の削減について	65
・生命保険契約者保護機構について	66

## 約款

無配当総合障がい終身保険O26（払込期間中無解約返戻金型）普通保険約款	75
年金支払特約	107
指定代理請求特約	114
健康体料率特約	117
団体扱特約	119
保険料口座振替特約	122
保険料クレジットカード払特約	125
条件付保険特約	128

## 諸利率およびお取り扱いの範囲

諸利率およびお取り扱いの範囲	134
(1) 諸利率	134
(2) お取り扱いの範囲	135





## 主な保険用語のご説明

### か

かいやくへんれいきん 解約返戻金	ご契約を解約された場合等に、ご契約者にお払いもどしのお金のことで す。
けいやくおうとうび 契約応当日	契約日後にむかえる契約日に対応する日（契約日に対応する日のない月の 場合は、その月の末日）のことをいいます。また、月単位・年単位の契約 応当日といったときは、月・年ごとの契約日に対応する日を指します。
けいやくしゃ 契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更の請求 権等）と義務（保険料払込義務等）を持つ人のことをいいます。
けいやくねんれい 契約年齢	契約日における被保険者の年齢をいいます。また、被保険者の年齢は満年 で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。なお、ご契約後の被 保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算 します。 （例）ご契約時に44歳7か月の被保険者の契約年齢は44歳となります。
けいやくび 契約日	ご契約を締結する際の責任開始の日をいい、契約年齢や保険期間等の計算 の基準日となります。ただし、保険料のお払い込み方法（経路・回数）に よっては、責任開始の日を含む月の翌月1日が契約日となる場合があります す。
こくちぎむ 告知義務と こくちぎむいはん 告知義務違反	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申し込みや復活をされるときに、現在 の健康状態や職業、過去の傷病歴等、当社がおたずねする重要なことから について当社にご報告いただく義務がありますが、これを「告知義務」と いいます。その際に、事実が告げられなかったり、故意に事実を曲げて告 げられたときには、当社は告知義務違反としてご契約を消滅させること （解除）ができます。

### さ

しっこう 失効	猶予期間中に保険料のお払い込みがない等の理由により、ご契約の効力が 失われることです。
しはらいじゆう 支払事由	約款であらかじめ定めた、保険金等をお支払いする事由をいいます。
しぼうきゅうふきん 死亡給付金	被保険者が死亡されたときにお支払いするお金のことです。
しゅけいやく 主契約	主たる保険契約のことをいい、その契約内容は主約款に記載されていま す。
しゅやかかん 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。

さ	しんさ <b>診査</b>	診査医扱のご契約を申し込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をすることをいいます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法等もあります。
	せきにんかいしじ <b>責任開始時</b> <small>せきにんかいし ひ</small> <b>(責任開始の日)</b>	ご契約の締結または復活にあたって、保障が開始される時を責任開始時といい、復活が行われたご契約においては、最終の復活の際の責任開始時とします。なお、責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。
	せきにんじゅんびきん <b>責任準備金</b>	将来の保険金等をお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。
た	とくていしょう <b>特定障がい</b> <small>ほけんきん</small> <b>保険金</b>	被保険者が3大疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）、要介護状態や身体障がい状態等により、所定の条件を満たしたときにお支払いするお金のことです。
	とくていせいかつしゅうかんびょう <b>特定生活習慣病</b> <small>きゅうふきん</small> <b>給付金</b>	被保険者が上皮内新生物・狭心症・脳血管疾患等により、所定の条件を満たしたときにお支払いするお金のことです。
	とくやく <b>特約</b>	主契約の保障内容を更に充実させる目的や、保険料払込方法等について主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。
は	ひほけんしゃ <b>被保険者</b>	その人の死亡・疾病・傷害等が保険の対象となる人のことをいいます。
	ふっかつ <b>復活</b>	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらかじめ告知していただくか診査を受けていただきますが、健康状態等によっては復活できないこともあります。
	ほけんきんとう <b>保険金等</b>	特定障がい保険金、特定生活習慣病給付金、死亡給付金のことをいいます。
	ほけんきんとう <b>保険金等の</b> <small>うけとりにん</small> <b>受取人</b>	保険金等を受け取る人のことをいい、このうち死亡給付金を受け取る人を死亡給付金受取人といいます。
	ほけんしょうけん <b>保険証券</b>	ご契約の保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。
	ほけんねんど <b>保険年度</b>	契約日または年単位の契約応当日から始まる1年間をいい、契約日から直後の年単位の契約応当日の前日までを第1保険年度とし、以後、年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算します。
	ほけんりょう <b>保険料</b>	ご契約者にお払い込みいただくお金のことです。

は	<small>ほけんりょうきかん</small> <b>保険料期間</b>	<p>保険料のお払い込み方法（回数）に応じた次の期間のことをいいます。</p> <p>（1）第1回保険料の保険料期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月払契約の場合…契約日から次の月単位の契約応当日の前日まで</li> <li>・年払契約の場合…契約日から次の年単位の契約応当日の前日まで</li> </ul> <p>（2）第2回以後の保険料の保険料期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月払契約の場合…月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日まで</li> <li>・年払契約の場合…年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日まで</li> </ul>
ま	<small>めんせきじゆう</small> <b>免責事由</b>	<p>約款であらかじめ定めた、保険金等をお支払いできない事由をいいます。支払事由に該当した場合でも免責事由に該当したときは、保険金等をお支払いできません。</p>
や	<small>やっかん</small> <b>約款</b>	<p>ご契約についてのとりきめを記載したものです。</p>





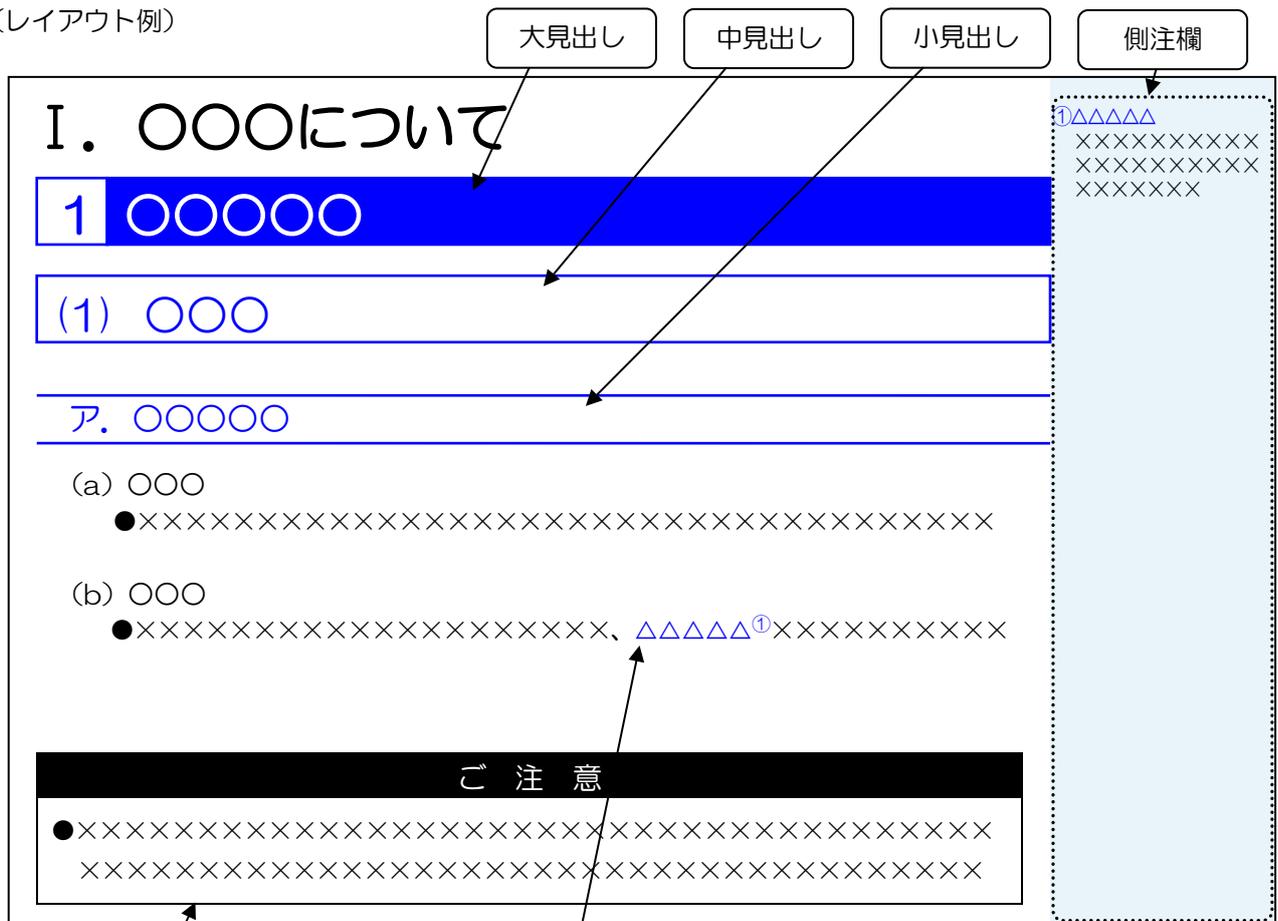
# ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約にあたってご確認いただきたい事項およびご契約についての大切なことから説明したものです。

「約款」とあわせてぜひご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

●ご契約のしおりでは、次のようなレイアウトで記載しています。

(レイアウト例)



特にご注意いただきたい点等を記載しています。

青字で丸数字を付した用語については、側注欄にて補足説明を行っています。なお、同じ「中見出し」の中で複数箇所記載されている用語については、最初の用語に対してのみ、青字および丸数字を付しています（「中見出し」のないものは「大見出し」単位で青字および丸数字を付しています。）。

# I. ご契約にあたって

## 1 生命保険募集人について

### ア. 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに、保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば、保険契約は有効に成立します。

### イ. 当社の生命保険募集人

- 当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます。）は、お客さまと当社の保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに、有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更される場合にも、原則としてご契約内容の変更に対する当社の承諾が必要となります。

（例）当社の承諾が必要なご契約内容変更のお手続き

- ・ 保険契約の復活
- ・ ご契約者の変更
- 等

## 2 現在契約している保険契約の解約・減額等を前提とした新たな保険契約・転換による保険契約のお申し込みについて

現在のご契約（当社以外で加入している保険契約を含みます。）の解約・減額等を前提とした新たな保険契約のお申し込み、転換による保険契約のお申し込みをされる場合、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、お払い込みいただいた保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短時間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお引き受けできない場合があります。
- 現在のご契約のままであれば、またはご契約を更新されていれば、保険金・給付金等をお支払いできる場合でも、新たな保険契約について告知義務違反や責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺、責任開始時前の発病等により、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- 現在のご契約を解約・減額された場合、更新されなかった場合等は、新たな保険契約のお取り扱いにかかわらず（例えば新たな保険契約が解除となった場合においても）、元に戻すことはできません。
- 一般の保険契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額等を前提とした新たなご契約の場合は新たなご契約の責任開始の日、契約転換制度または契約分割転換制度をご利用の場合は転換後契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、新たなご契約または転換後契約の締結にあたっての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約または転換後契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご注意ください。

### 3 現在のご契約内容の見直しをご検討の方へ

現在のご契約内容の見直しには、次のような方法がご利用いただけます。

	契約転換制度	特約中途付加	追加契約
特 徴	保障額の見直しと同時に保険の種類や期間、付加する特約等を総合的に変更することができます。	ご契約の保障内容や保険期間は変えずに、特約を中途付加することができます。	ご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	当社のご契約を下取りし、その解約返戻金や契約者配当金等（転換価格）の新しいご契約の一部への充当や、その責任準備金額から解約返戻金額等を差し引いた金額の全部または一部を原資としたリレー割引 <sup>①</sup> を行う方法です。	当社のご契約に特約を新たに付加して保障を広げる方法です。	ご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。ご契約は2件になります。
図 解			
現在のご契約	消滅します。	継続します。	継続します。
保険料	契約転換制度ご利用時の被保険者の年齢、保険料率により保険料を計算します。リレー割引が可能なお契約については保険料が割り引かれます。	特約中途付加日における被保険者の年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払い込みいただきます。	新しい保険の契約日における被保険者の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払い込みいただきます。

- ご契約内容の見直し後の保険料は、ご利用いただく方法によって異なります。
- いずれの方法をご利用いただく場合も、原則としてあらかじめ告知または診査が必要になります。健康状態によってはご利用いただけない場合もあります。
- ご契約内容の見直しには上記以外にも、当社のご契約を2契約に分割し、一方のご契約を残したまま、他方のご契約を下取りし、新しいご契約の一部への充当や、リレー割引を行う「契約分割転換制度」があります。

#### ご 注 意

- ご契約の種類や内容によっては、ご利用いただけない場合や所定の条件を満たすことが必要になる場合があります。詳細は、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。

#### ①リレー割引

転換前契約の責任準備金額から解約返戻金額等を差し引いた金額の全部または一部を原資として、転換後契約の解約返戻金のない特約の保険料の割引を行う制度です。

## 4 お申し込み・告知のお手続きについて

ご契約のお申し込み・告知に関するお手続きには、情報端末等による方法および書面による方法があります。

### ア. 情報端末等によるお申し込み・告知の場合

- 当社所定の情報端末等に表示されたお手続き（申込・告知）画面にご契約者および被保険者ご自身で正確にご入力ください。その際は入力内容を十分お確かめのうえで、情報端末等の画面上の所定の欄にご署名をお願いします。
- ご契約後の諸手続きにあたって、画面上の署名の筆跡と照合し、本人確認を行う場合があります。
- ご契約者が法人の場合等、情報端末等による方法をお取り扱いできないことがあります。

### イ. 書面によるお申し込み・告知の場合

- 申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。ご記入後は内容を十分お確かめのうえで、ご署名（法人の場合は記名押印）をお願いします。
- ご契約後の諸手続きにあたって、申込書の名義欄の筆跡と照合し、本人確認を行う場合があります。

## 5 健康状態・職業等の告知義務について

### ア. 告知の重要性

- ご契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務があります。生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等、「お手続き（告知）画面」・「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。診査医扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなく告知してください。

### イ. 告知の方法

#### (a) 医師の診査を受けていただくご契約の場合

- 当社の指定した医師が、被保険者の傷病歴（傷病名、治療期間等）等についておたずねしますので、その医師に口頭により告知してください。この場合、告知していただいた内容を医師が「告知書」に記入しますので、ご確認のうえご署名ください。また、被保険者ご自身でご記入いただく部分については、「告知書」にありのままをご記入ください。

#### (b) 医師の診査を受けていただかないご契約の場合

- 被保険者ご自身で、当社所定の「お手続き（告知）画面」・「告知書」にありのままをご入力・ご記入ください。
- 勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく場合等も同様のお取り扱いとなります。

### ウ. 傷病歴・通院事実等を告知された場合

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- ご契約のお引き受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定といたします。
  - ・無条件でご契約をお引き受けする。
  - ・今回のご契約をお断りする。
  - ・特別な条件（条件付保険特約による保険料の割り増し（特別保険料領収法））を付けてご契約をお引き受けする。
- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまの身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引き受けすることがあります（お引き受けできないことや、特別保険料領収法等の特別な条件を付けてお引き受けすることもあります。）。

## エ. 正しく告知されなかった場合のデメリット

- 告知していただくことからは、「お手続き（告知）画面」・「告知書」に表示・記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

（例）

・告知時点において胃潰瘍かいようの治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合には、ご契約または特約は解除されることがあります。

- 責任開始の日または復活日から2年を経過していても、保険金等の支払事由が2年以内に発生していた場合（責任開始時に原因が生じていたことにより、保険金等が支払われない場合を含みます。）は、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除する場合には、たとえ保険金等の支払事由が発生していたとしても、これをお支払いすることはできません。ただし、「保険金等の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いすることがあります。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
- ご契約または特約を解除した場合には、解約の際にお支払いする解約返戻金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。
- 上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により保険金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

## オ. 傷病歴等のある方への引受範囲を拡大した商品

- 当社では、医師による診査を必要とせず、簡易な告知によりお申し込みいただける商品、『おまかせセレクト【無配当保障セレクト保険】』を販売しておりますので、ご検討ください。

## カ. 告知が必要な場合

- ご契約されるときのほか、次の場合にも告知が必要です。ご契約によっては診査も必要となります。
  - ・ご契約を復活される場合 等
- 上記の場合にも、告知義務違反があったときには、その責任開始の日を基準にして、ご契約または特約を解除することがあります。

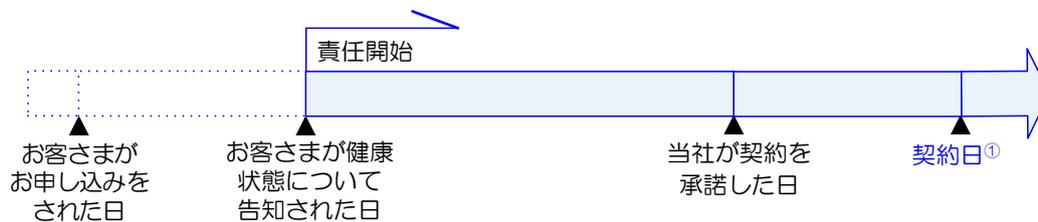
### ご 注 意

- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（募集代理店を含みます。）には告知受領権がないため、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことになりませんので、ご注意ください。
- 当社は、「お手続き（申込）画面」・「申込書」、「お手続き（告知）画面」・「告知書」および医師の診査書等によって、ご契約をお引き受けできるかどうか決定いたします。
- 当社の担当職員または当社で委託した確認会社の確認担当者が、ご契約のお申し込み後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認を行う場合があります。

## 6 保障の責任開始時について

- お申し込みいただいたご契約について、当社がお引き受けすることを承諾した場合には、お申し込みおよび告知が完了した時から、保険契約上の責任を負います。

(例)



①契約日

保険料のお払い込み方法（経路・回数）によっては、責任開始の日と同日となります。

## 7 クーリング・オフ制度（ご契約申し込みの撤回等）について

申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」を受け取った日<sup>①</sup>のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、電磁的記録または書面でのお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

- お申し込みの撤回等があった場合で、お払い込みいただいた金額があるときは、全額をお返しいたします。
- 次の場合には、このお取り扱いはできません。

- ・ご契約者が法人の場合
- ・当社の指定した医師の診査を受けられた後の場合
- ・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

### ア. 電磁的記録でのお申し出の場合

- 当社では、電磁的記録でのお申し出の主たる窓口として、当社ホームページをご案内しております。
- 上記の期間内に、当社ホームページ（<https://www.taiju-life.co.jp/>）の「クーリング・オフ受付」にアクセスしていただき、画面に従ってお手続きをしてください。

### イ. 書面でのお申し出の場合

- お申し込みの撤回等の意思を書面に明記し、申込者またはご契約者のお名前（自署）、住所、取扱営業部および取扱者名をご記入のうえ、必ず郵便により上記の期間内（8日以内の消印有効）に取扱営業部または本社宛お送りください。

<お申し込みの撤回等の書面記入例>

大樹生命保険株式会社 宛

私は、下記の契約の申し込みを撤回します。

申込日                    〇〇年〇〇月〇〇日  
 申込者（契約者）      〇〇 〇〇  
 取扱営業部              〇〇営業部（〇〇営業室）  
 取扱者名                〇〇 〇〇  
 申出日                    〇〇年〇〇月〇〇日

住所                      〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
 お名前（自署）        〇〇 〇〇

（大樹生命本社宛郵送の場合の宛先）

〒277-8655 千葉県柏市東上町8-18 大樹生命保険株式会社 契約・医務グループ

①「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」を受け取った日  
 大樹生命マイページ（お客さま専用のWebサイト）でのお受け取りを選択された場合は、「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」等が大樹生命マイページへ保管された旨およびクーリング・オフ制度についてのご説明が記載された電子メールを受け取った日とします。









## Ⅱ. 特徴としくみ

### 1 ネクストウェーブについて

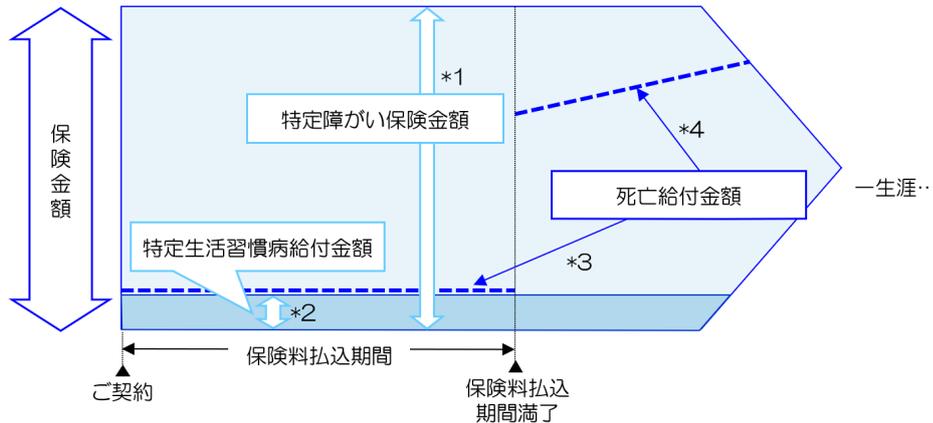
#### (1) 特徴

- 〈1〉 3大疾病や要介護状態等のリスクに一時金で備える保険です。
- 以下のような場合は、特定障がい保険金をお支払いします。なお、特定障がい保険金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。
    - ◆ 悪性新生物（がん）と責任開始時前を含めて初めて診断確定された場合
    - ◆ 急性心筋梗塞・脳卒中によって、所定の状態に該当された場合または所定の手術を受けられた場合
    - ◆ 公的介護保険制度の要介護2以上に認定された場合または所定の要介護状態（180日継続）に該当された場合
    - ◆ 身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳（1級～3級）が交付された場合
  - 以下のような場合は、特定生活習慣病給付金をお支払いします。
    - ◆ 上皮内新生物等（上皮内がん等）と責任開始時前を含めて初めて診断確定された場合
    - ◆ 急性心筋梗塞・脳卒中により1日以上入院された場合
    - ◆ 狭心症・脳血管疾患（脳卒中を除きます。）により所定の手術を受けられた場合
  - 死亡された場合は、死亡給付金をお支払いします。なお、被保険者が死亡された時に、ご契約は消滅します。
- 〈2〉 保険料払込期間中の解約返戻金がないため、割安な保険料で一生涯の保障を準備することができます。
- 保険料払込期間中にご契約を解約した場合、解約返戻金はありません（保険料払込期間経過後は解約返戻金があります。）。
- 〈3〉 健康体料率特約の付加により、割安な保険料でご加入いただけます。
- 被保険者の健康状態その他が当社の定める付加条件を満たしている場合、健康体料率特約を付加することにより、主契約に健康体料率が適用され、健康体料率が適用されない場合に比べて割安な保険料でご加入いただけます。
- 〈4〉 この保険には、契約者配当金はありません。

この保険商品における主契約の約款上の名称は「無配当総合障がい終身保険O26（払込期間中無解約返戻金型）」です。また、この保険商品における主約款の名称は、「無配当総合障がい終身保険O26（払込期間中無解約返戻金型）普通保険約款」です。

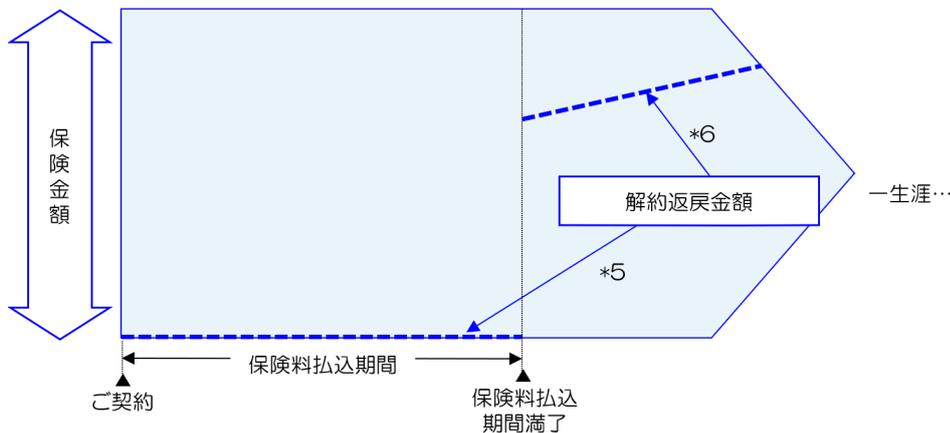
## (2) しゅみ

### ア. 保険金等の種類と支払金額について



- \*1：特定障がい保険金額は、保険金額となります。なお、特定生活習慣病給付金のお支払い後に特定障がい保険金をお支払いする場合は、保険金額の90%相当額をお支払いします。
- \*2：特定生活習慣病給付金額は、保険金額の10%相当額となります。
- \*3：保険料払込期間中の死亡給付金額は、保険金額の10%相当額となります。
- \*4：保険料払込期間経過後の死亡給付金額は、責任準備金額となります。なお、特定生活習慣病給付金をお支払いしている場合の責任準備金額は、お支払いしていない場合の責任準備金額に比べて、少なくなります。

### イ. 解約返戻金額について



- \*5：**保険料払込期間中の解約返戻金はありません。**
- \*6：保険料払込期間経過後の解約返戻金額は、責任準備金額と同額となります。なお、特定生活習慣病給付金をお支払いしている場合の責任準備金額は、お支払いしていない場合の責任準備金額に比べて、少なくなります。

### ご注意

- 保険金等の支払事由が生じるまでの期間等によっては、保険料の払込累計額が保険金等の受取額を上回ることがあります。

# Ⅲ. 保障内容について

## 1 無配当総合障がい終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、特定障がい保険金、特定生活習慣病給付金および死亡給付金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	受取人
責任開始時以後に <b>悪性新生物</b> <sup>①</sup> （がん）と責任開始時前を含めて初めて診断確定されたとき ただし、次のものを除きます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 上皮内がん、非浸潤がん、大腸粘膜内がん等</li> <li>• 悪性黒色腫を除く皮膚がん</li> <li>• 責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物</li> </ul>	特定障がい保険金	被保険者 <sup>②</sup>
責任開始時以後に <b>急性心筋梗塞</b> <sup>③</sup> を発病し、次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>• 急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けられた日からその日を含めて60日以上、<b>労働制限を必要とする状態</b><sup>④</sup>が継続したとき</li> <li>• 急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする<b>所定の手術</b><sup>⑤</sup>を受けられたとき</li> </ul>		
責任開始時以後に <b>脳卒中</b> <sup>⑥</sup> （くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞）を発病し、次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>• 脳卒中により初めて医師の診療を受けられた日からその日を含めて60日以上、所定の後遺症が継続したとき</li> <li>• 脳卒中の治療を直接の目的とする所定の手術を受けられたとき</li> </ul>		
責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>公的介護保険制度</b><sup>⑦</sup>による要介護認定を受け、<b>要介護2以上</b><sup>⑧</sup>に該当していると認定されたとき</li> <li>• <b>所定の要介護状態</b><sup>⑨</sup>に該当し、以後その要介護状態が180日継続したとき</li> </ul>		
責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、身体障害者福祉法に定める障がいの級別が1級、2級または3級の障がいに該当し、その障がいに対する身体障害者手帳が交付されたとき		

①悪性新生物  
無配当総合障がい終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）普通保険約款の別表1参照

②被保険者  
ご契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人である場合は、ご契約者となります。

③急性心筋梗塞

⑥脳卒中  
無配当総合障がい終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）普通保険約款の別表2参照

④労働制限を必要とする状態  
軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

⑤所定の手術

無配当総合障がい終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）普通保険約款の別表3参照

⑦公的介護保険制度

介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

⑧要介護2以上

無配当総合障がい終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）普通保険約款の別表6参照

⑨所定の要介護状態

無配当総合障がい終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）普通保険約款の別表7参照

支払事由	給付の種類	受取人
責任開始時以後に <b>上皮内新生物等<sup>⑩</sup></b> （上皮内がん等）と責任開始時前を含めて初めて診断確定されたときただし、責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の上皮内がんを除きます。	特定生活習慣病 給付金	被保険者
責任開始時以後に急性心筋梗塞 <sup>⑪</sup> または脳卒中（くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞）を発病し、治療を目的として <b>入院日数が1日<sup>⑪</sup></b> 以上の入院をされたとき		
責任開始時以後に <b>狭心症<sup>⑫</sup></b> または <b>脳血管疾患<sup>⑬</sup></b> （脳卒中を除きます。）を発病し、治療を直接の目的とする所定の手術を受けられたとき		
死亡されたとき	死亡給付金	死亡給付金 受取人

<sup>⑩</sup>上皮内新生物等  
無配当総合障がい終身  
保険O26（払込期間中  
無解約返戻金型）普通保  
険約款の別表8参照

<sup>⑪</sup>入院日数が1日  
入院日と退院日が同日  
である場合をいい、入院  
基本料の支払いの有無  
等を参考にして判断し  
ます。

<sup>⑫</sup>狭心症

<sup>⑬</sup>脳血管疾患

無配当総合障がい終身  
保険O26（払込期間中  
無解約返戻金型）普通保  
険約款の別表10参照

- 特定障がい保険金をお支払いした場合または被保険者が死亡された場合、ご契約は消滅します。
- 特定生活習慣病給付金のお支払いは、1回限りです。

## ア. お支払い額

- 特定障がい保険金および特定生活習慣病給付金の支払金額は、次のとおりです。

給付の種類	支払金額
特定障がい保険金	(ア) 特定生活習慣病給付金支払前 保険金額
	(イ) 特定生活習慣病給付金支払後 保険金額の90%相当額
特定生活習慣病 給付金	保険金額の10%相当額

●死亡給付金の支払金額は、次のとおりです。

給付の種類	支払金額
死亡給付金	(ア) 保険料払込期間中に死亡された場合 保険金額の10%相当額 (イ) 保険料払込期間経過後に死亡された場合 責任準備金額（特定生活習慣病給付金をお支払いしている場合の責任準備金額は、お支払いしていない場合の責任準備金額に比べて、少なくなります。）

<支払金額の特別取扱>

被保険者が次のいずれかに該当された場合は、上記にかかわらず、死亡給付金の支払金額を次のとおりとします。

項目	支払金額
(a) 特定障がい保険金の支払事由に該当されていない場合で、次のいずれかに該当されたとき ・死亡された後に悪性新生物（がん）と責任開始時前を含めて初めて診断確定されたとき ・責任開始時以後に発病した急性心筋梗塞 <sup>こうそく</sup> または脳卒中を直接の原因として死亡されたとき	保険金額（特定生活習慣病給付金をお支払いしている場合、保険金額の90%相当額）
(b) 死亡時まで特定障がい保険金および特定生活習慣病給付金の支払事由に該当されていない場合で、次のいずれかに該当されたとき ・死亡された後に上皮内新生物等（上皮内がん等）と責任開始時前を含めて初めて診断確定されたとき ・責任開始時以後の疾病を原因として発病した狭心症を直接の原因として死亡されたとき	(ア) 保険料払込期間中に死亡された場合 保険金額の20%相当額 (イ) 保険料払込期間経過後に死亡された場合 責任準備金額（死亡給付金の支払事由が生じた時における、特定生活習慣病給付金 <sup>せいどくせいかんぐん</sup> が支払われた後に被保険者が死亡したものとして計算した責任準備金額）に保険金額の10%相当額を加えた金額

## ご 注 意

- お支払いの対象となる手術・入院は、「医療法」に定める国内の病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設においてなされたものとなります。
- 公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。介護保険法に基づく要介護認定は、「満65歳以上の方（第1号被保険者）」および「満40歳以上満65歳未満の公的医療保険制度のご加入者（第2号被保険者）」が対象となっています。したがって、公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたことによる保険金のお支払いは満40歳以降となります。なお、第2号被保険者は、加齢に伴う以下の特定疾病を原因として介護が必要となった場合に、要介護認定を受けることができます。（2026年2月現在）

### ＜特定疾病：介護保険法施行令に定められた以下の16種類の疾病＞

- ◆がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- ◆関節リウマチ
- ◆骨折を伴う骨粗鬆症
- ◆脊髄小脳変性症
- ◆多系統萎縮症
- ◆脳血管疾患
- ◆両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ◆筋萎縮性側索硬化症
- ◆初老期における認知症
- ◆脊柱管狭窄症
- ◆糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ◆閉塞性動脈硬化症
- ◆後縦靭帯骨化症
- ◆パーキンソン病関連疾患
- ◆早老症
- ◆慢性閉塞性肺疾患

- 所定の要介護状態は、概ね公的介護保険制度の要介護4程度に相当しますが、要介護4以上の認定を受けた場合でも、ただちに所定の要介護状態に該当するものではありません。
- 2つ以上の障がい（複数障がい）に該当したことによって身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付があったときは、特定障がい保険金をお支払いします。ただし、複数障がいのうち一部の障がいがある場合や一部の障がいの直接の原因が責任開始時に発生していた場合で、その障がい以外の障がい同法に定める1級、2級または3級の障がいに該当しないときは、特定障がい保険金をお支払いしません。
- ご契約の給付にかかわる公的介護保険制度および身体障害者福祉法の改正が行われた場合等で、当社が特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、ご契約の支払事由を変更することがあります。
- 特定障がい保険金の支払事由に該当されていた場合で、特定障がい保険金の請求前に被保険者が死亡されたときは、特定障がい保険金の支払事由が生じた時点の特定障がい保険金の支払金額に相当する金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。なお、死亡給付金の免責事由によって被保険者が死亡されたときは、上記にかかわらず、特定障がい保険金を特定障がい保険金の受取人にお支払いします。
- 特定生活習慣病給付金の支払事由に該当されていた場合で、特定生活習慣病給付金の請求前に被保険者が死亡されたときは、次の<1>または<2>のいずれかの金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。なお、死亡給付金の免責事由によって被保険者が死亡されたときは、上記にかかわらず、特定生活習慣病給付金を特定生活習慣病給付金の受取人にお支払いします。

<1>前述<支払金額の特別取扱>の項目(a)に該当している場合

死亡給付金の支払事由が生じた時点の保険金額の90%相当額と特定生活習慣病給付金の支払事由が生じた時点の特定生活習慣病給付金の支払金額に相当する金額の合計額

<2>前述<支払金額の特別取扱>の項目(a)に該当していない場合

死亡給付金に相当する金額<sup>⑭</sup>と特定生活習慣病給付金の支払事由が生じた時点の特定生活習慣病給付金の支払金額に相当する金額の合計額

### ⑭死亡給付金に相当する金額

保険料払込期間経過後にお支払いする金額は、死亡給付金の支払事由が生じた時における、特定生活習慣病給付金が支払われた後に被保険者が死亡したものととして計算した責任準備金額となります。

## 2 特約について

### (1) 年金支払特約

この特約は、主契約の特定障がい保険金または死亡給付金<sup>①</sup>の支払事由発生日の前日までに主契約に付加することにより、主契約の特定障がい保険金または死亡給付金を年金によってお支払いする特約です。

- 年金の種類は確定年金で、年金支払期間は、この特約を付加する際に10年を選択していただきます。なお、年金受取人<sup>②</sup>は特定障がい保険金または死亡給付金の支払事由発生の際に、年金支払期間を5年に変更することができます。
- 年金の第1回年金支払日は、主契約の特定障がい保険金または死亡給付金の支払事由発生日とします。第2回以後の年金支払日は、第1回年金支払日の毎年の応当日とします。
- この特約による年金は、毎年1回、年金支払日に年金受取人にお支払いします。ただし、年金受取人が、主契約の特定障がい保険金または死亡給付金の支払事由発生日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡されたときは、残存年金支払期間中の未払年金の現価<sup>③</sup>を年金受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。

#### ア. 年金額

- 年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お支払いする年金額は特定障がい保険金または死亡給付金を年金原資として、主契約の特定障がい保険金または死亡給付金の支払事由発生日における基礎率（予定利率等）に基づいて計算され算出されます。
- 年金額が最低年金額50万円を下回る場合には、特定障がい保険金または死亡給付金をお支払いし、ご契約は消滅します。

#### イ. その他のお取り扱い

- 年金受取人は、第1回年金支払日以後、未払年金の現価の一括前払を請求することができます。
- 年金受取人は、主契約の特定障がい保険金または死亡給付金の支払事由発生の際、この特約を解約することができます。この場合、主契約の特定障がい保険金または死亡給付金をお支払いします。

#### ①死亡給付金

保険料払込期間経過後に被保険者が死亡した場合の死亡給付金に限ります。

#### ②年金受取人

年金受取人は、特定障がい保険金を年金で受け取る場合は特定障がい保険金の受取人とし、死亡給付金を年金で受け取る場合は死亡給付金受取人とします。

#### ③未払年金の現価

年金支払期間中の年金のうち、年金支払日が到来していない将来の年金を支払うために必要な現在の金額（未払いの将来の年金額を当社所定の利率で割り引いて計算します。）をいいます。

## (2) 指定代理請求特約

この特約を付加されますと、**保険金等**<sup>①</sup>の受取人である被保険者に自らご請求いただけない次の例のような事情が生じた場合、指定代理請求人は、被保険者の代理人として保険金等をご請求いただけます。

(例) 被保険者が自らご請求いただけない事情

- 被保険者が保険金等を請求する意思表示ができないと当社が認めたとき
- 被保険者が傷病名（がん等の当社が認める傷病名の場合）を告知されていないとき  
等

### ア. 対象となる保険金等

●指定代理請求人よりご請求いただける保険金等は、次のとおりです。

〈1〉被保険者が受取人となる次の保険金・給付金

- ◆ 特定障がい保険金
- ◆ 特定生活習慣病給付金

〈2〉被保険者が受取人となる場合の年金支払特約による年金

### イ. 指定代理請求人の範囲

●ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。

〈指定代理請求人の範囲〉

- 〈1〉被保険者の戸籍上の配偶者
  - 〈2〉被保険者の**直系血族**<sup>②</sup>（子、孫、父母、祖父母等）
  - 〈3〉被保険者の**3親等内の親族**<sup>③</sup>（兄弟姉妹、おじ、おば、おい甥、めい姪等）
- 上記のほか、**次の範囲内の方**<sup>④</sup>で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方
- 〈4〉被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている方
  - 〈5〉被保険者の**財産管理を行っている方**<sup>⑤</sup>
  - 〈6〉死亡給付金受取人
  - 〈7〉その他上記〈4〉または〈5〉と同等の関係にある方

●指定代理請求人が保険金等をご請求いただく際にも、上記の範囲内であることが必要です。

①保険金等  
年金支払特約による年金を含みます。

②直系血族

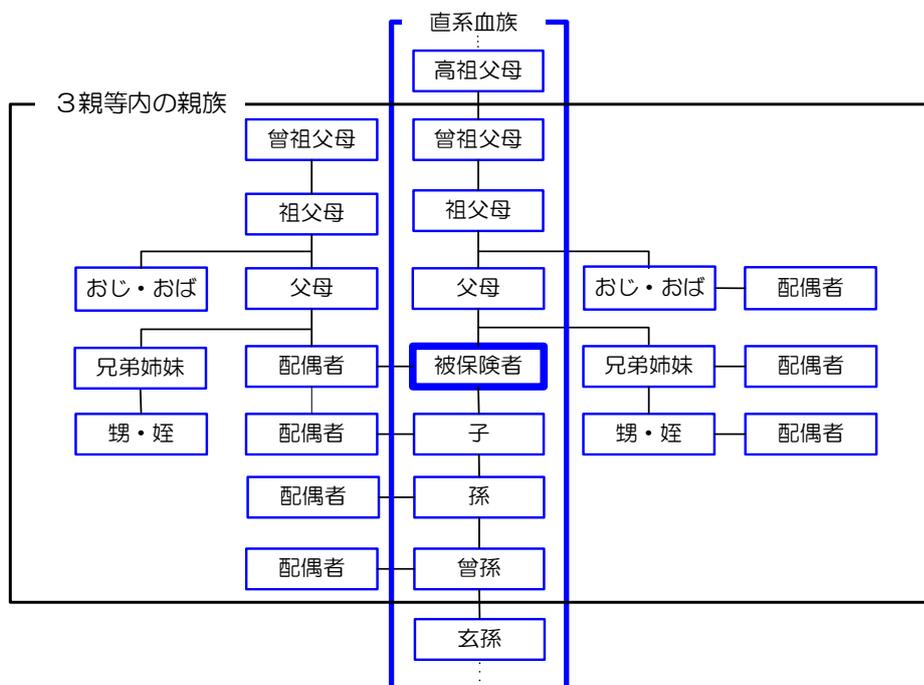
③3親等内の親族  
後述の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。

④次の範囲内の方

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方等を含みます。

⑤財産管理を行っている方

財産管理委任契約等に基づき財産管理を行っている方をいいます。



⑥死亡給付金受取人が指定代理請求人として年金支払特約により年金の支払が開始した場合には、「死亡給付金受取人」を「被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、前述の〈指定代理請求人の範囲〉内で指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、死亡給付金受取人が指定代理請求人として⑥保険金等をご請求いただけます。

## ウ. 代理請求によるお支払い

- 指定代理請求人が保険金等をご請求される場合、次の書類をご提出いただきます。
  - ・被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
  - ・指定代理請求人が前述イ. の〈指定代理請求人の範囲〉内であることを確認するための書類
  - ・その他の必要書類
- 指定代理請求人が保険金等をご請求された場合、ご契約が消滅することがあります。また、被保険者ご本人から保障内容・お支払い内容について当社にご照会があったときは、回答せざるを得ないことがあります。したがって、被保険者ご本人が、保険金等を自らご請求いただけない事情（がんであること等）をお知りになることがあります。
- 保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して被保険者等からその保険金等のご請求を受けてもお支払いできません。

## Ⅰ. ご契約者が法人で保険金等の受取人となる場合

- 代理請求を行うことはできません。また、ご契約後、ご契約者の変更等により保険金等の受取人が法人へ変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとしてお取り扱いします。この場合には、法人の代表者からご請求いただきます。被保険者が法人の唯一の代表者で、ご自身でこれらの保険金等の支払事由発生をご存じないか意思能力がない場合には、新たに代表者を選任いただかない限り、保険金等のご請求はできません。

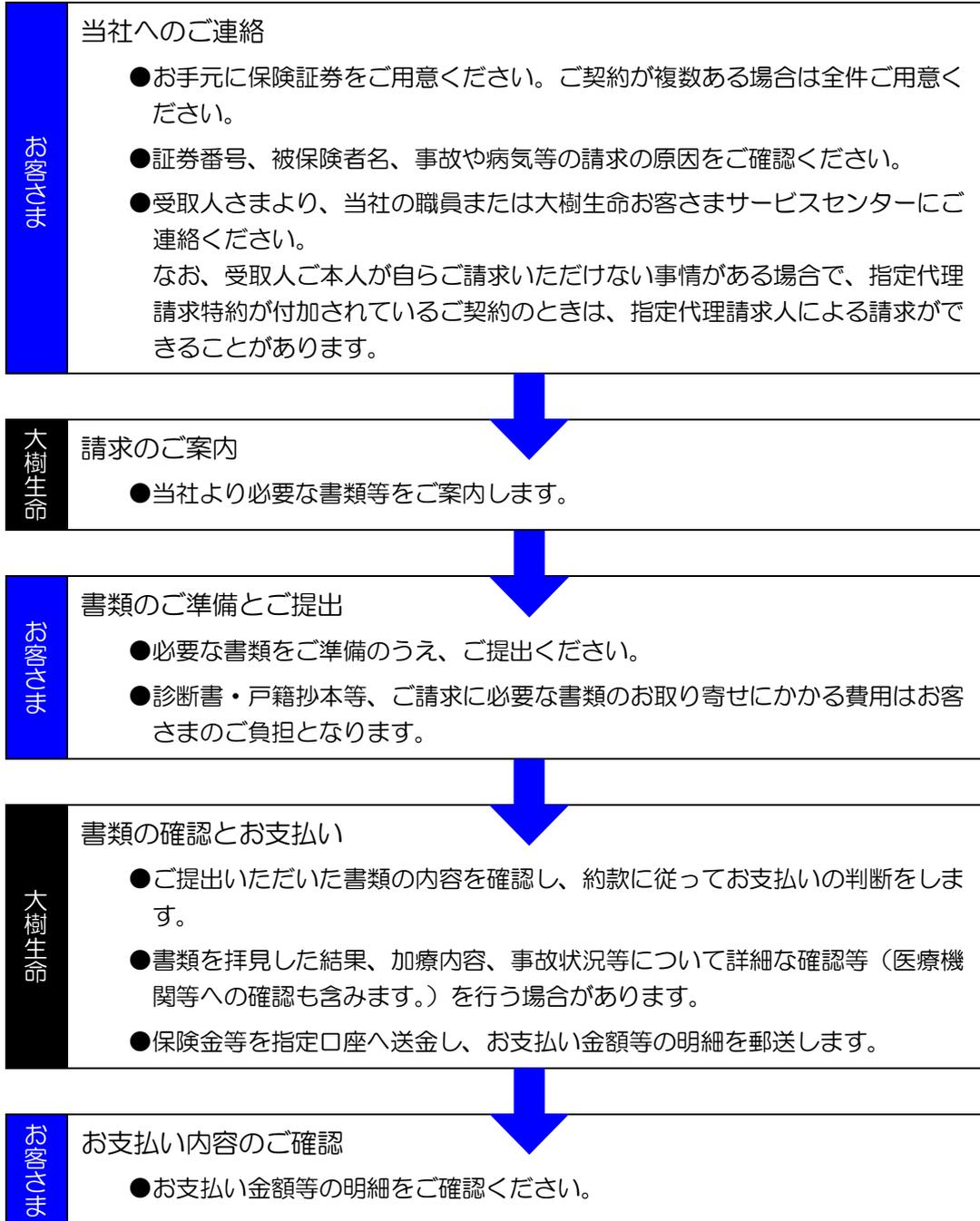
### ご 注 意

- 指定代理請求人に次のような事情が生じた場合は、指定代理請求人を変更していただく必要がありますので、すみやかに当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。
  - ・死亡されたとき
  - ・指定代理請求人の要件を満たさなくなったとき
  - ・被保険者の代理人として保険金等を請求する意思表示ができなくなったとき 等
- 指定代理請求人はあくまでも保険金等を被保険者の代理でご請求いただける方であり、保険金等の受取人は被保険者ご自身となります。
- 保険金等を指定代理請求人のご請求によりお支払いした場合、当社にご契約者または被保険者にその旨のご連絡をいたしません。したがって、ご契約者または被保険者の承諾なしにご契約が消滅する場合があります。
- 故意に保険金等の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金等を被保険者が請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人として保険金等をご請求いただけません。

# IV. 保険金等のお支払いについて

## 1 保険金等の請求方法について

保険金等のご請求からお支払いまでには、以下のようなお手続きが必要になります。



## 2 保険金等のお支払い期限について

①請求書類が当社に着いた日  
完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

- 保険金等のご請求があった場合、請求書類が当社に着いた日<sup>①</sup>の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金等をお支払いします。ただし、保険金等をお支払いするために以下の確認・照会・調査が必要な場合は、請求書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めてそれぞれに定めるお支払い期限までに保険金等をお支払いします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
〈1〉	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合</li> <li>・ 保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合</li> <li>・ 告知義務違反に該当する可能性がある場合</li> <li>・ 詐欺による取消、不法取得目的による無効、または重大事由による解除に該当する可能性がある場合</li> </ul>	45日
〈2〉	上記〈1〉の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合</li> </ul>	60日
〈3〉	上記〈1〉の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合</li> <li>・ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合</li> <li>・ ご契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合</li> <li>・ 日本国外における調査が必要な場合</li> <li>・ 災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合</li> </ul>	180日

### ご 注 意

- 保険金等をお支払いするための上記〈1〉～〈3〉の確認等にあたって、ご契約者・被保険者・保険金等の受取人・代理人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときには、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

### 3 保険金等をお支払いできない場合について

保険金等の支払事由が生じて、次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。なお、保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の代表的な事例については、当社ホームページ（<https://www.taiju-life.co.jp/guidebook/>）にアクセスしていただき、「ガイドブック保険金・給付金のご請求手続きとお支払いについて」をご参照ください。

#### (a) 免責事由<sup>①</sup>に該当した場合

- ・責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき
- ・ご契約者の故意または重大な過失によるとき
- ・死亡給付金受取人の故意によるとき
- ・被保険者の故意または重大な過失によるとき 等

#### (b) 重大事由による解除の場合

- ・次のような事由に該当し、ご契約または特約が解除されたとき
  - 〈1〉ご契約者または保険金等の受取人が、保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - 〈2〉保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - 〈3〉ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力<sup>②</sup>に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係<sup>③</sup>があると認められるとき
  - 〈4〉上記〈1〉～〈3〉のほか、当社のご契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記〈1〉～〈3〉と同等の重大な事由があるとき

#### (c) 告知義務違反による解除の場合

- ・お申し込みの際に告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が解除されたとき

#### (d) 第1回保険料のお払い込みがなかったことによる解除の場合

- ・第1回保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったため、ご契約が解除されたとき

#### (e) ご契約の失効の場合

- ・保険料のお払い込みがない等の理由により、ご契約が効力を失ったとき

#### (f) 詐欺による取消、不法取得目的による無効の場合

- ・詐欺によってご契約が締結、復活されたことにより、ご契約が取り消されたとき
- ・保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもってご契約が締結、復活されたことにより、ご契約が無効とされたとき

#### ①免責事由

無配当総合障がい終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）普通保険約款をご覧ください。

#### ②反社会的勢力

暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

#### ③社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供・便宜の供与や反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

## ご 注 意

- 精神病等による自殺については、保険金等をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。
- 重大事由によりご契約または特約を解除した場合で、前述 (b) の〈1〉～〈4〉に定める事由の発生時以後に保険金等の支払事由が生じたときは、保険金等をお支払いしません（〈3〉の事由にのみ該当した場合で、〈3〉に該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、〈3〉に該当した受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の保険金等の受取人にお支払いします。）。すでに保険金等をお支払いしていたときには、当社はその返還を請求します。
- 告知義務違反によりご契約または特約を解除した場合、保険金等の支払事由が発生していても、保険金等をお支払いすることはできません。
- 責任開始時（復活が行われたときはその責任開始時）前に生じた傷害・疾病を原因として責任開始時以後に特定障がい保険金・特定生活習慣病給付金の支払事由に定める状態に該当した場合等は、特定障がい保険金・特定生活習慣病給付金をお支払いできないことがあります。ただし、次のような場合には、責任開始時前に生じた原因を責任開始時以後に生じたものとみなしてお取り扱いします。
  - ・責任開始時前に生じた原因について、当社が告知等により知ったうえでご契約をお引き受けした場合
  - ・責任開始時前に生じた原因について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたこと等がなく、かつ、ご契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚されていなかった場合
- 詐欺によりご契約が取り消された場合や、保険金等の不法取得目的によりご契約が無効とされた場合、すでにお払い込みいただいた保険料を払いもどしません。

# V. 保険料について

## 1 保険料のお払い込み方法について

### ア. お払い込み方法

- 保険料のお払い込み方法（経路）には、次のような方法があります。

経路	内容
口座振替扱	当社が提携している金融機関等でご契約者が指定した口座から、自動的にお払い込みいただく方法です。この場合、振り替えられた保険料についての保険料領収証は、発行しません。
団体扱 <sup>①</sup>	勤務先団体 <sup>②</sup> を経由してお払い込みいただく方法です。この場合、保険料領収証は団体からの保険料総額に対して発行しますので、個々のご契約者にはお渡ししません。
クレジットカード扱 (月払のみ)	当社が提携しているクレジットカード会社が発行するクレジットカードにより保険料を決済する方法です。毎回の保険料のご請求は、クレジットカード発行会社より行います。ご契約者の口座からの実際の振替日は、クレジットカード会社やクレジットカードの種類によって異なります。この場合、保険料領収証は、発行しません。

- 保険料のお払い込み方法（回数）には、次のような方法があります。

回数	内容
月払	毎月保険料をお払い込みいただく方法です。
年払	年に1回、1年分の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。

### イ. お払い込み方法の変更

- ご契約者は、当社所定の範囲内で、お払い込みの経路や回数を変更することができます。
- お払い込み方法の変更を希望される場合や、転居および勤務先団体からの退職等の場合、すみやかに、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- お払い込みの経路を変更される場合、新たなお払い込みの経路に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも、当社所定の経路でお払い込みください。

#### ①団体扱

第1回保険料は、当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等にお払い込みいただきます。

#### ②勤務先団体

当社と団体特別取扱契約を締結している勤務先団体に限りです。

③当社所定の条件  
当社の職員または大樹  
生命お客さまサービス  
センターにおたずねく  
ださい。

## ご 注 意

- お払い込みの経路を変更されると、保険料が変更される場合があります。
- 口座振替扱の場合で、保険料の口座振替ができなかったときには、その旨をご契約者に通知して、次のとおりお取り扱いします。
  - 〈1〉月払契約においては、翌月の振替日に翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
  - 〈2〉年払契約においては、払込期月の翌月中の振替日に応ずる日に再度口座振替を行います。
- 団体扱の場合、団体の加入者数が20名未満となると、適用される保険料率が変更されます。
- クレジットカード扱の場合は、次のような条件のほか、[当社所定の条件](#)<sup>③</sup>を満たすことが必要となります。
  - 〈1〉保険料のお払い込み方法（回数）は月払のみとなります。
  - 〈2〉ご契約者が法人の場合、お取り扱いできません。
- クレジットカード扱の場合で、保険料の決済ができなかったときは、その旨をご契約者に通知して、翌月に翌月分と合わせて2か月分の保険料の決済を行います。なお、引き続きクレジットカード扱による保険料の決済ができない場合は、口座振替扱への変更手続き等が必要です。

## 2 保険料の払込期月・猶予期間について

### ア. 払込期月と猶予期間

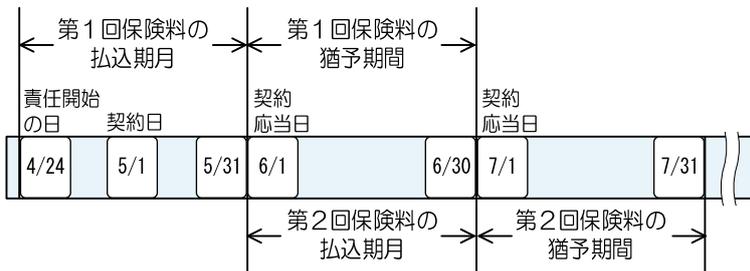
●保険料は下表の払込期月中にお払い込みください。

保険料	払込期月
第1回保険料	責任開始の日から責任開始の日を含む月の翌月末日まで
第2回以後の保険料	契約応当日（保険料月払のご契約は月単位、保険料年払のご契約は年単位の契約応当日）を含む月の初日から末日まで

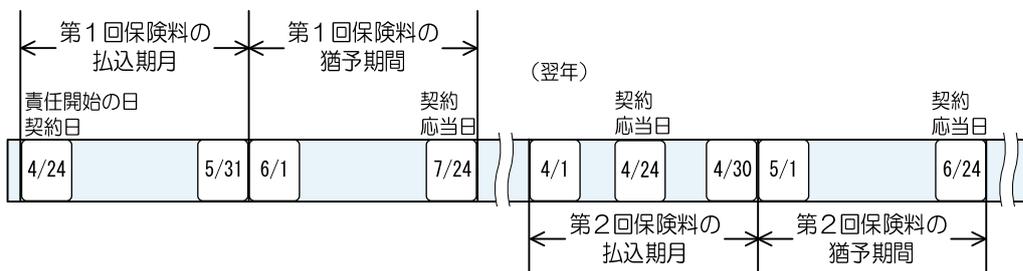
●払込期月中に保険料のお払い込みのご都合がつかない場合、下表の猶予期間中にお払い込みください。

保険料	猶予期間
第1回保険料	〈1〉月払契約……………払込期月の翌月初日から末日まで <sup>①</sup>
第2回以後の保険料	〈2〉年払契約……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで <sup>②</sup>

(例) 口座振替扱・月払のご契約の場合



(例) 口座振替扱・年払のご契約の場合



①払込期月の翌月初日から末日まで  
 猶予期間の末日が非営業日の場合、翌営業日が猶予期間満了の日となります。

②翌々月の月単位の契約応当日まで

●第1回保険料の場合  
 契約日がある日を含む月の末日のときは、払込期月の翌月初日から翌々月の末日までが猶予期間となります。例えば、8/31が契約日の場合、11/30までが猶予期間となります。

●第2回以後の保険料の場合  
 払込期月に含まれる契約応当日がある月の末日のときは、払込期月の翌月初日から翌々月の末日までが猶予期間となります。例えば、7/31が払込期月に含まれる契約応当日の場合、9/30までが猶予期間となります。

### 3 保険料のお払い込みがないことによるご契約の解除・失効、復活について

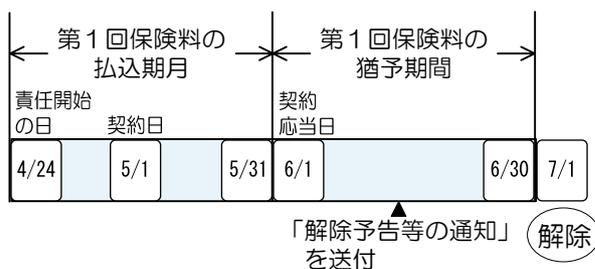
①猶予期間満了の日  
 猶予期間の末日が非営業日の場合、翌営業日が猶予期間満了の日となります。

払込期月中または猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合、次のとおりお取り扱いします。

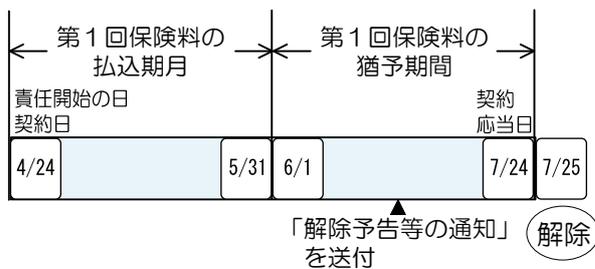
#### ア. 第1回保険料のお払い込みがない場合（ご契約の解除）

- 払込期月中に第1回保険料のお払い込みがない場合、次の点についてご契約者に通知（「解除予告等の通知」といいます。）します。
  - ・ 猶予期間中に第1回保険料をお払い込みいただきたいこと
  - ・ 猶予期間中に第1回保険料のお払い込みがない場合、**猶予期間満了の日**<sup>①</sup>の翌日にご契約を解除すること
- 猶予期間中に第1回保険料のお払い込みがない場合、猶予期間満了の日の翌日に、ご契約を解除します。その場合、保険金等のお支払いができなくなります。

（例）口座振替扱・月払のご契約の場合



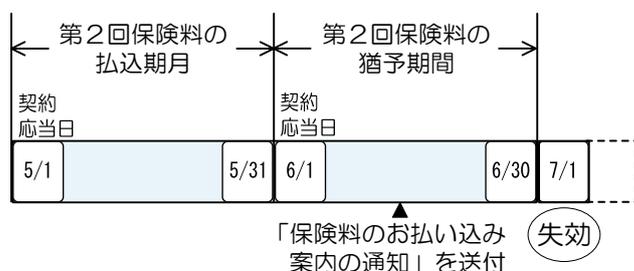
（例）口座振替扱・年払のご契約の場合



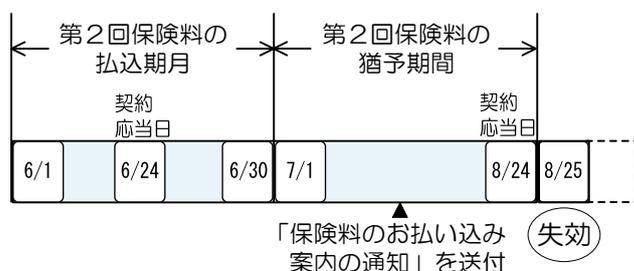
## イ. 第2回以後の保険料のお払い込みがない場合（ご契約の失効）

- 払込期月中に第2回以後の保険料のお払い込みがない場合またはお払い込みが見込まれない場合、猶予期間満了の日までに第2回以後の保険料をお払い込みいただきたい旨について、ご契約者に通知（「保険料のお払い込み案内の通知」といいます。）します。
- 猶予期間中に第2回以後の保険料のお払い込みがない場合、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効し、保険金等のお支払いができなくなります。

（例）口座振替扱・月払のご契約の場合



（例）口座振替扱・年払のご契約の場合



## ウ. ご契約の復活

- 上記イ. でご契約が失効した場合でも、失効した日からその日を含めて3年以内<sup>②</sup>であれば、当社の定めるお手続きをお取りいただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。
- 上記の場合、あらためて告知していただくか診査を受けていただきます。また、責任開始にあたっては延滞保険料のお払い込みが必要となります。

②3年以内

条件付保険特約が付加されている場合等、ご契約の内容によっては、復活を請求することができ期間が短くなる場合があります。

### ご 注 意

- 前述ア. で、第1回保険料のお払い込みがなく猶予期間満了の日の翌日にご契約が解除された場合、ご契約を元に戻すことはできません。また、ご契約の解除に伴う払いもどし金はありません。

## 4 健康体料率特約について

被保険者の健康状態その他が当社の定める付加条件を満たしている場合に健康体料率特約を付加することにより、主契約に健康体料率が適用され、健康体料率が適用されない場合に比べて保険料が安くなります。

### ①BMI

身長と体重のバランスを判断する指標の一つであり、次の式で計算されます。

$BMI = \text{体重(キログラム)} \div \{\text{身長(メートル)}\}^2$

### ア. 健康体料率特約の付加条件

- 当社の定めた診査方法によるお申し込みで、次の条件をすべて満たしている場合に、健康体料率特約を付加することができます。

#### (a) 契約年齢が39歳以下の場合

- 〈1〉当社の定めた契約の引受基準において、健康状態および身体状態が良好であること
- 〈2〉血圧が当社の定めた範囲内であること
- 〈3〉尿検査の結果が当社の定めた範囲内であること
- 〈4〉体格〔ボディ・マス・インデックス (BMI<sup>①</sup>)〕が当社の定めた範囲内であること

#### (b) 契約年齢が40歳以上の場合

- 〈1〉当社の定めた契約の引受基準において、健康状態および身体状態が良好であること
- 〈2〉血圧が当社の定めた範囲内であること
- 〈3〉尿検査の結果が当社の定めた範囲内であること
- 〈4〉体格〔ボディ・マス・インデックス (BMI)〕が当社の定めた範囲内であること
- 〈5〉肝機能検査の結果が当社の定めた範囲内であること

### イ. 健康体料率特約の告知義務

- 健康体料率特約を付加または復活される場合、被保険者の健康状態・身体状態等について告知していただきます。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、健康体料率特約の締結または復活の日からその日を含めて2年以内ならば、当社は告知義務違反として健康体料率特約を解除することができます。

### ウ. 健康体料率特約の復活

- 主契約について復活のご請求があった場合、特段のお申し出がない限り、健康体料率特約についても復活のご請求があったものとします。ただし、健康体料率特約の付加条件を満たしていない場合、健康体料率特約の復活を取り扱いません。
- 健康体料率特約を復活せずに主契約を復活する場合は、健康体料率を適用しない保険料率により計算した保険料にあらためるとともに、当社の定めた方法によって計算した金額を精算します。

### ご 注 意

- 「健康体」とは、健康体料率特約の付加条件を満たしている場合の呼称であり、付加条件を満たしていないことが、その方が健康ではないということを意味するものではありません。
- 健康体料率特約の付加条件を満たしていない場合でも、告知または診査の内容によっては、健康体料率特約を付加しないご契約にご加入いただける場合があります。
- 健康体料率特約は、契約年齢が18歳以上65歳以下の場合に付加することができます。

## 5 まとまった資金のご活用について

### ア. 保険料の前納

- 当社所定の範囲内で将来の一定期間分の保険料を一括してお払い込みいただきますと、**当社所定の利率（前納保険料の割引利率）<sup>①</sup>**で保険料を割り引きます。
- 前納された保険料は**当社所定の利率（前納保険料の積立利率）<sup>②</sup>**で計算した利息を付けて積み立てられ、払込期月ごとに保険料に充当されます。
- ご契約が途中で消滅（保険金支払・死亡・解約等）した場合、前納された保険料の残額（未経過保険料）があれば払いもどします（前納期間途中でのお申し出による未経過保険料の払いもどしはいたしません。）。

①当社所定の利率（前納保険料の割引利率）

②当社所定の利率（前納保険料の積立利率）

具体的な利率については、当社ホームページの「諸利率のお知らせ」をご覧ください。

### ご 注 意

- ご契約者が法人の場合は、保険料の前納のお取り扱いはできません。

## 6 保険料のお払い込みが困難になられたとき

保険料お払い込みのご都合がつかないときでも、次のような方法がありますので、ご契約をできるだけ有効にお続けください。

### ア. 保険料のご負担を軽くしたいとき

#### (a) 保険金額の減額

- 保険料は少なくなります。保険金額も少なくなります。

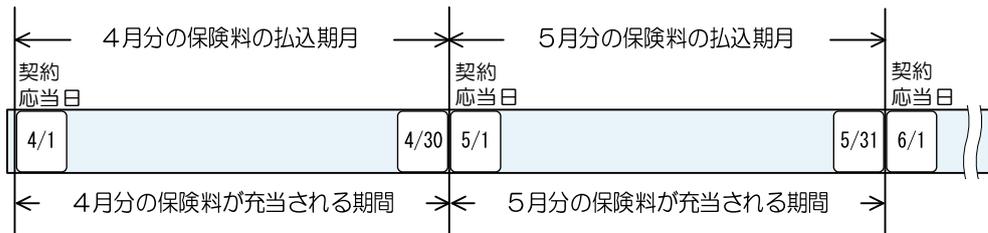
### ご 注 意

- この保険には保険料払込期間中は、減額による解約返戻金はありません。
- 保険料が月払換算で2,000円未満となる減額は、お取り扱いできません。
- 保険金額が50万円未満となる減額は、お取り扱いできません。

# 7 保険金支払等の際の保険料の精算について

- 払込期月中にお払い込みいただく保険料は、**払込期月に含まれる契約応当日から次の払込期月に含まれる契約応当日の前日までの期間<sup>①</sup>**の保険料に充当され、**払込期月に含まれる契約応当日<sup>②</sup>**に払い込まれるものとして計算されています。

(例) 月払契約の場合



- 保険金等の支払事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、保険金等のお支払いのときにその未払込保険料を保険金等から差し引きます。

(例) 月払契約の場合



4月分の保険料が未払込で4/1から4/30までの間に保険金等の支払事由が発生した場合



4月分の保険料を保険金等から差し引きます。

① 払込期月に含まれる契約応当日から次の払込期月に含まれる契約応当日の前日までの期間

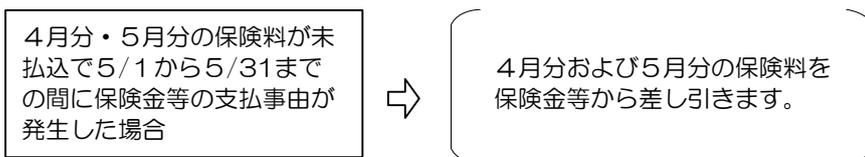
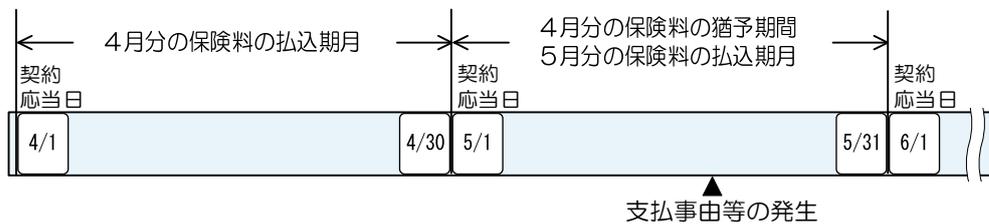
第1回保険料の場合は、契約日から第2回保険料の払込期月に含まれる契約応当日の前日までの期間とします。

② 払込期月に含まれる契約応当日

第1回保険料の場合は、契約日とします。

- 月払契約で猶予期間中の契約応当日以降その月の末日までに、保険金等の支払事由が発生した場合は、保険金等のお支払いのときにその猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料を保険金等から差し引きます。

(例)



## 8 ご契約の消滅時の保険料のお取り扱いについて

保険料のお支払い方法（回数）が年払のご契約の場合で、保険料をお支払いいただいた後、その保険料期間の途中で**ご契約が消滅したとき**<sup>①</sup>には、以下の払いもどしがあります。

①ご契約が消滅したとき  
ご契約の減額を含みません。

②すでに払い込まれた保険料  
減額により保険料の一部のお支払いが不要となった場合は、そのお支払いが不要となった部分に限ります。

### ア. ご契約が消滅した場合

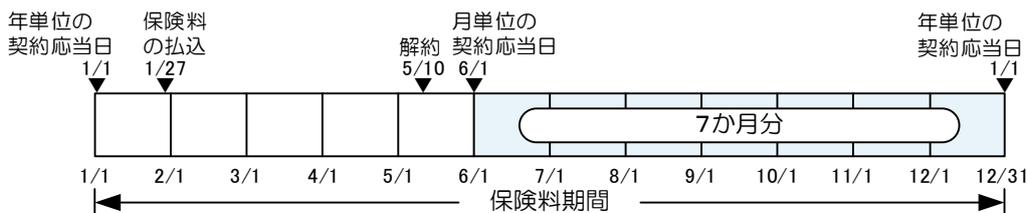
- すでに払い込まれた保険料<sup>②</sup>のうち、ご契約が消滅した日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からご契約が消滅した日を含む保険料期間の末日までの期間に対応する保険料相当額（未経過期間に対応する保険料相当額）を払いもどします。

### イ. 払いもどしの例

（前提）

- ・年単位の契約応当日：1月1日、月単位の契約応当日：毎月1日
- ・年払契約
- ・1月27日に年払で保険料を払い込んだ後、5月10日にご契約を解約した場合

- ご契約が消滅した日はご契約を解約した5月10日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日、ご契約が消滅した日を含む保険料期間の末日は12月31日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額を払いもどします。



### ご 注 意

- 次のときは、未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。
  - ・保険料のお支払い方法（回数）が月払のご契約であるとき
  - ・保険料払込期間満了後にご契約が消滅したとき
  - ・詐欺による取消または不法取得目的による無効によりご契約が消滅したとき

# VI. ご契約後について

## 1 解約と解約返戻金について

### ア. 解約のお取り扱い

- ご契約者はいつでも将来に向かってご契約を解約することができますが、以後の保障はなくなります。
- ご契約を解約される場合には、契約者ご本人が当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- 当社所定の書類をご提出いただいたうえで、解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

### イ. 解約返戻金

- この保険には保険料払込期間中の解約返戻金はありません（保険料払込期間経過後は解約返戻金があります。）。
- 解約等の時期が保険料払込期間経過後の場合でも、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていないときは、保険料払込期間中としてお取り扱いします。
- 特約には解約返戻金はありません。
- ご契約に特別保険料領収法が適用される場合、特別保険料に対する解約返戻金があれば加算してお支払いします。

## 2 被保険者によるご契約者への解約の請求について

●被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- 〈1〉ご契約者または保険金等の受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合
- 〈2〉保険金等の受取人が、ご契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合
- 〈3〉上記〈1〉〈2〉のほか、被保険者のご契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 〈4〉ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

### ご 注 意

●被保険者による解約の請求は、当社に対してではなく、ご契約者に対して行ってください。

## 3 保険金等の受取人によるご契約の存続について

### ア. 差押債権者、破産管財人等による解約

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

### イ. 保険金等の受取人によるご契約の存続

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、次の〈1〉および〈2〉を満たす保険金等の受取人は、ご契約を存続させることができます。
  - 〈1〉ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
  - 〈2〉ご契約者でないこと
- 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、次の〈1〉～〈3〉のすべてのお手続きを行う必要があります。
  - 〈1〉ご契約者の同意を得ること
  - 〈2〉解約の通知が当社に着いた日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
  - 〈3〉上記〈2〉について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

## 4 死亡給付金受取人の変更について

### ア. 死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。
- 死亡給付金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

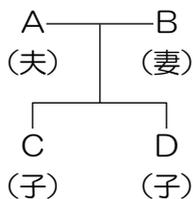
### イ. 遺言による死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は、被保険者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

### ウ. 死亡給付金受取人が亡くなられた場合

- 死亡給付金受取人が亡くなられた時以後、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。
- 死亡給付金受取人となられた人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

(例) ご契約者・被保険者……Aさん  
死亡給付金受取人……Bさん



Bさん（死亡給付金受取人）が死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡給付金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

- 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。

### ご 注 意

- 当社が死亡給付金受取人の変更の通知を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、死亡給付金をお支払いしません。

## 5 受取人・住所等の変更に伴う諸手続きについて

次のような場合やご契約に関するお問い合わせやご相談がございましたら、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。

また、大樹生命マイページ（お客さま専用のWebサイト）でもご住所の変更、保険料振替口座の変更等のお手続きを承っております。

- ◆ ご契約者を変更するとき……………被保険者の同意および当社の承諾が必要です。
- ◆ 死亡給付金受取人または指定代理請求人を変更するとき…被保険者の同意が必要です。
- ◆ 死亡給付金受取人が死亡されたとき……新しい死亡給付金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- ◆ ご住所を変更されたとき
- ◆ 改姓、改名されたとき
- ◆ 保険証券を紛失されたとき

- ご契約に関するご照会やご通知の際には、保険証券の証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、契約日、住所、郵便番号を必ずお知らせください。

## 6 生命保険と税金について

本項では、2026年2月現在の税制に基づく税務のお取り扱いを記載しています。今後、税制の改正に伴い、お取り扱いが変わる場合があります。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

### ア. 介護医療保険料控除

生命保険料控除制度は、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除からなる制度で、1年間にお払い込みいただいた保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除され、その分に応じて税金が軽減されます。この保険は、介護医療保険料控除の対象となります。

#### (a) 介護医療保険料控除の対象となるご契約

- 納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人がご本人あるいは配偶者またはその他の親族であるご契約です。

#### (b) 介護医療保険料控除の対象となる保険料

- 1月から12月までにお払い込みいただいた保険料です。
- 上記の保険料について「生命保険料控除証明書」を発行しますので、申告のときまで大切に保管してください。

#### (c) 控除額の計算方法

##### 〈1〉所得税の対象となる所得から控除される金額

控除の対象となる保険料	控除額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円を超え 40,000円以下のとき	(控除の対象となる保険料 × $\frac{1}{2}$ ) + 10,000円
40,000円を超え 80,000円以下のとき	(控除の対象となる保険料 × $\frac{1}{4}$ ) + 20,000円
80,000円を超えるとき	一 律 40,000円

- 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて120,000円が控除額の限度となります。

〈2〉住民税の対象となる所得から控除される金額

控除の対象となる保険料	控除額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円を超え 32,000円以下のとき	(控除の対象となる保険料 × $\frac{1}{2}$ ) + 6,000円
32,000円を超え 56,000円以下のとき	(控除の対象となる保険料 × $\frac{1}{4}$ ) + 14,000円
56,000円を超えるとき	一 律 28,000円

- 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて70,000円が控除額の限度となります。

## イ. 保険金等の税法上のお取り扱い

(a) 特定障がい保険金・特定生活習慣病給付金の非課税扱いについて

- 傷害や疾病により支払われる特定障がい保険金・特定生活習慣病給付金は、受取人が被保険者の場合、全額非課税となります。

(b) 死亡給付金の税法上のお取り扱いについて

- 死亡給付金に対する税金は、ご契約者（保険料負担者）、被保険者、受取人の関係によって、異なります。

〈1〉死亡給付金を受け取られたとき

契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得) 住民税
	夫	子	夫	
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

## VII. その他生命保険に関するお知らせ

### 株式会社について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。



## エ. 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に基づく確認

### (a) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度とは

- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づいて、お客さまに氏名・住所（名称・所在地）、居住地国等を記載した届出書を、生命保険会社へご提出いただくことを義務付けるとともに、生命保険会社に、お客さまからご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁に報告することを義務付ける制度です。
- 新規届出書の提出に応じていただけない、あるいは国税庁への報告に同意いただけない場合、生命保険会社は、生命保険契約の締結等を行わない場合があります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合、新規届出書を提出されない場合には、罰則が科せられることがあります。

### (b) 居住地国等の確認

- 当社では、居住地国等を確認するために、保険契約の締結やご契約者変更のお手続きの際にお客さまから居住地国等を記載した届出書をご提出いただいています。

### (c) 居住地国が租税条約等により報告が必要とされている所定の外国に該当する場合

- ご契約者等の居住地国が租税条約等により報告が必要とされている所定の外国に該当する場合、国税庁にご契約情報等の報告を行います。また報告されたご契約情報等は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることとなります。
- ご契約期間中に、居住地国に異動があった場合は、当社までご連絡ください。

## 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく 他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

①復活  
復活のほか、復旧のお取  
り扱いも含まれます。

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、次のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

### ア. 契約内容登録制度・契約内容照会制度

- お客さまのご契約内容が登録されることがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下、ア.において「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する後述の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する後述の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活<sup>①</sup>日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
- 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、当社の定めるお手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定めるお手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。これら各お手続きの詳細については、大樹生命お客さまサービスセンターまたはお近くの当社窓口にお問い合わせください。

（ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

（イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

（ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

- (工) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- (オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

## ②氏名

保険契約者が法人の場合は、法人の名称となります。

### 【登録事項】

- 〈1〉 保険契約者ならびに被保険者の氏名<sup>②</sup>、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
  - 〈2〉 普通死亡保険金の金額
  - 〈3〉 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
  - 〈4〉 災害死亡保険金の金額
  - 〈5〉 がん給付金の一時金額
  - 〈6〉 就業不能保障給付金の月額
  - 〈7〉 先進医療保障給付の件数
  - 〈8〉 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
  - 〈9〉 取扱会社名
- その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。
  - 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。
  - 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（[https://www.taiju-life.co.jp/personal/seiho/contract\\_detail.htm](https://www.taiju-life.co.jp/personal/seiho/contract_detail.htm)）をご確認ください。

## イ. 支払査定時照会制度

- 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する後述の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下、イ.において「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は後述のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定めるお手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定めるお手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。これら各お手続きの詳細については、大樹生命お客さまサービスセンターまたはお近くの当社窓口にお問い合わせください。
  - （ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
  - （イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
  - （ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
  - （エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
  - （オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

## 【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- 〈1〉被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- 〈2〉保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- 〈3〉保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、**死亡保険金等受取人の氏名**<sup>③</sup>および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。
- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。
- 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（[https://www.taijiiu-life.co.jp/personal/seiho/payment\\_audit.htm](https://www.taijiiu-life.co.jp/personal/seiho/payment_audit.htm)）をご確認ください。

## 保険会社の業務又は財産の状況の変化による 保険金額等の削減について

- 保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

③死亡保険金等受取人の氏名  
死亡保険金等受取人が法人の場合は、法人の名称となります。

# 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$=90\%-\{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和\div 2\}$$

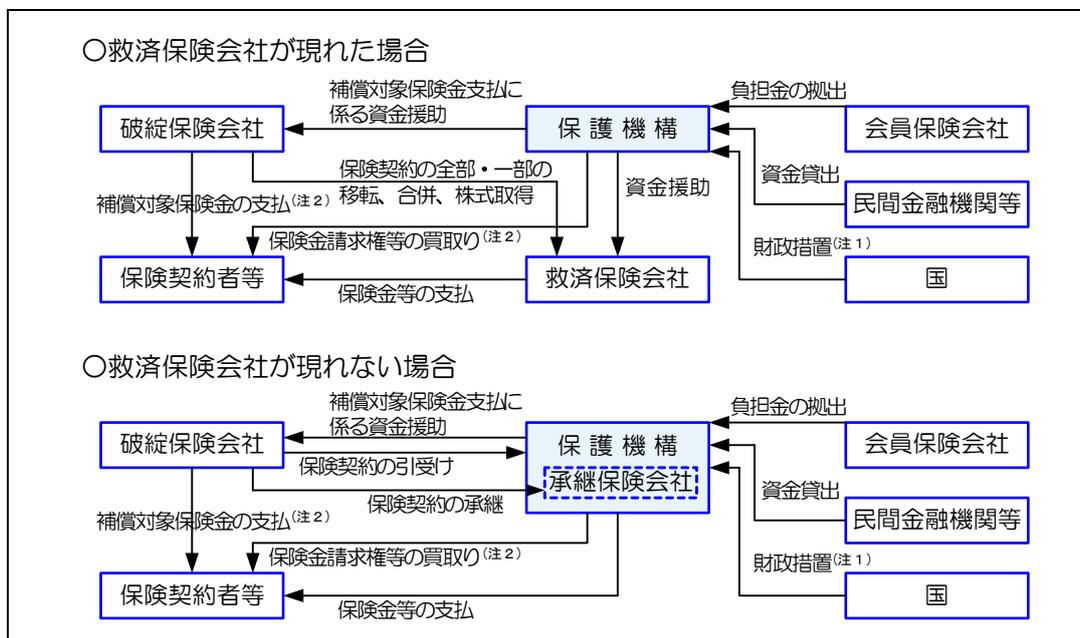
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

<仕組みの概略図>



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

●補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先  
 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>









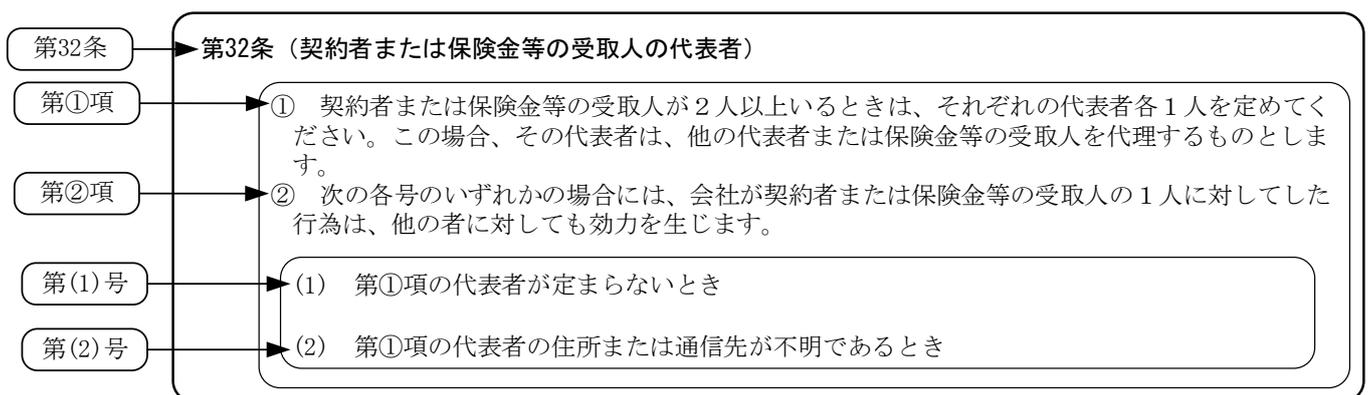


# 約 款

- 「約款」は、ご契約についてのとりきめを記載したものです。
- 契約締結後に特約を締結する際は、特約締結時における特約条項が適用されます。

- 約款では、基本的に条・項・号を用いて規定しております。

(例) 無配当総合障害終身保険普通保険約款 第32条(契約者または保険金等の受取人の代表者)の規定の場合



# 無配当総合障害終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）

## 普通保険約款目次

この保険の主な内容	
<b>第1編 用語の意義</b>	
<b>1. 用語の意義</b>	
第1条	用語の意義
<b>第2編 この契約の給付および請求手続</b>	
<b>2. 保険金等の支払</b>	
第2条	特定障害保険金の支払
第3条	特定生活習慣病給付金の支払
第4条	死亡給付金の支払
<b>3. 請求手続</b>	
第5条	通知義務
第6条	保険金等の請求手続、支払の期限および支払の場所
<b>第3編 この契約の取扱</b>	
<b>4. 会社の責任開始時</b>	
第7条	会社の責任開始時
<b>5. 保険料の払込</b>	
第8条	保険料の払込
第9条	未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし
第10条	保険料の払込方法（経路）の選択
第11条	保険料の前納
第12条	猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効
第13条	猶予期間中に支払事由が生じた場合の保険料の取扱
<b>6. 契約の復活</b>	
第14条	契約の復活
<b>7. 契約の取消、無効、解除および解約</b>	
第15条	詐欺による取消
第16条	不法取得目的による無効
第17条	告知義務
第18条	告知義務違反による解除
第19条	契約を解除できない場合
第20条	重大事由による解除
第21条	解約
第22条	保険金等の受取人による契約の存続
<b>8. 払いもどし金</b>	
第23条	払いもどし金
<b>9. 契約内容の変更・保険金等の受取人の変更等</b>	
第24条	保険金額の減額
第25条	保険料払込期間の変更
第26条	保険料払込方法の変更
第27条	死亡給付金受取人の死亡
第28条	会社への通知による死亡給付金受取人の変更
第29条	遺言による死亡給付金受取人の変更
第30条	特定障害保険金および特定生活習慣病給付金の受取人の変更
第31条	契約者の変更
第32条	契約者または保険金等の受取人の代表者
第33条	契約者の住所の変更
<b>10. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理</b>	
第34条	年齢の計算
第35条	年齢または性別の誤りの処理
<b>11. 契約者配当金</b>	
第36条	契約者配当金
<b>12. その他</b>	
第37条	時効
第38条	管轄裁判所
第39条	法令等の改正に伴う支払事由の変更
第40条	団体を契約者とする場合の保険金等請求手続の特別取扱
別表1	対象となる悪性新生物
別表2	対象となる急性心筋梗塞、脳卒中
別表3	対象となる手術
別表4	病院または診療所
別表5	公的介護保険制度
別表6	要介護2以上
別表7	要介護状態
別表8	対象となる上皮内新生物等
別表9	入院
別表10	対象となる狭心症、脳血管疾患
別表11	請求書類

## 無配当総合障害終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）

### 普通保険約款

#### （この保険の主な内容）

- ① この保険は、次の保険金等を支払うことを主な内容とします。

名称	給付の内容
(1) 特定障害保険金	<p>会社は、被保険者が次の(ア)から(オ)のいずれかに該当したときに、特定障害保険金を支払います。</p> <p>(ア) 悪性新生物に罹患したと診断確定されたとき</p> <p>(イ) 急性心筋梗塞に罹患し所定の状態になったときまたは所定の手術を受けたとき</p> <p>(ウ) 脳卒中に罹患し所定の状態になったときまたは所定の手術を受けたとき</p> <p>(エ) 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の状態または所定の要介護状態になったとき</p> <p>(オ) 身体障害者福祉法に基づく所定の状態となり、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったとき</p>
(2) 特定生活習慣病給付金	<p>会社は、被保険者が次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当したときに、特定生活習慣病給付金を支払います。</p> <p>(ア) 上皮内新生物等に罹患したと診断確定されたとき</p> <p>(イ) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として入院したとき</p> <p>(ウ) 狭心症または脳血管疾患（脳卒中を除きます。）に罹患し所定の手術を受けたとき</p>
(3) 死亡給付金	<p>会社は、被保険者が死亡したときに、死亡給付金を支払います。</p>

- ② この保険の保険料払込期間中にこの保険を解約したときには、払いもどし金はありません。

## 第1編 用語の意義

### 1. 用語の意義

#### 第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 契約	保険契約のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(3) 保険金等	特定障害保険金、特定生活習慣病給付金または死亡給付金のことをいいます。

用語	意義
(4) 責任開始時	契約の締結（第7条）または復活（第14条）にあたって、会社の契約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた契約においては、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 契約日	第7条（会社の責任開始時）第①項により会社の責任が開始する時を含む日のことをいい、契約における年齢および期間等の基準となる日となります。
(7) 契約応当日	契約日後にむかえる契約日に対応する日（契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日）のことをいいます。 また、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。
(8) 月払契約	保険料の払込方法（回数）が月払の契約のことをいいます。
(9) 年払契約	保険料の払込方法（回数）が年払の契約のことをいいます。

## 第2編 この契約の給付および請求手続

### 2. 保険金等の支払

#### 第2条（特定障害保険金の支払）

- ① 会社は、この契約の特定障害保険金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (特定障害保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (支払事由(イ)または(オ)に該当しても特定障害保険金を支払わない場合)
特定 障害 保険 金	次の(ア)から(オ)までのいずれかの事由に該当したとき	保 険 金 額	被 保 険 者	—
	(ア) 被保険者が責任開始時以後に、悪性新生物* に罹患したと責任開始時前を含めて初めて医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき			
	(イ) 被保険者が責任開始時以後に発病した急性心筋梗塞* を原因として、次のいずれかに該当したとき (a) 急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態* が継続したと医師によって診断されたとき (b) 急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする手術* を病院または診療所* で受けたとき			

名称	支払事由 (特定障害保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (支払事由(エ)または(オ)に該当しても特定障害保険金を支払わない場合)
特定障害保険金	(㊦) 被保険者が責任開始時以後に発病した脳卒中* を原因として、次のいずれかに該当したとき (a) 脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (b) 脳卒中の治療を直接の目的とする手術を病院または診療所で受けたとき			—
	(エ) 被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、次の(a)または(b)のいずれかの事由に該当したとき (a) 公的介護保険制度* による要介護認定を受け、要介護2以上* に該当していると認定されたこと (b) 次のすべての条件を満たしたとき（医師によって診断確定されることを必要とします。） (i) 要介護状態* に該当したこと (ii) 要介護状態に該当した日からその日を含めて、要介護状態が180日継続したこと	保 険 金 額	被 保 者	被保険者が次のいずれかによって特定障害保険金の支払事由に該当したとき (㊦) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の薬物依存* (オ) 戦争その他の変乱
	(オ) 被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、次のすべての条件を満たしたとき (a) 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害* に該当したこと (b) 前(a)に定める障害に対して、身体障害者福祉法に基づき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと			

- \* 悪性新生物 別表1に定める疾病をいいます。
- \* 急性心筋梗塞 別表2に定める疾病をいいます。
- \* 労働の制限を必要とする状態 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- \* 手術 別表3に定める手術をいいます。
- \* 病院または診療所 別表4に定める病院または診療所をいいます。
- \* 脳卒中 別表2に定める疾病をいいます。
- \* 公的介護保険制度 別表5に定める公的介護保険制度をいいます。
- \* 要介護2以上 別表6に定める状態をいいます。
- \* 要介護状態 別表7に定める状態をいいます。
- \* 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害 身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害（以下、「複数障害」といいます。）に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法に基づき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級、2級または3級の障害に該当した場合も含まれます。
- \* 薬物依存 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

- ② 被保険者が責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に第①項の支払事由(i)から(o)のいずれかに定める状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) 契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 被保険者が第①項の支払事由(e)(a)に該当した場合、被保険者が受けた要介護認定の有効期間の初日に支払事由に該当したものとして、本条の規定を適用します。
- ④ 第①項の特定障害保険金のうち(o)の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって(o)(a)に定める障害になったときを含みます。
- ⑤ 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が免責事由または責任開始時前に発生した傷害もしくは発病した疾病を直接の原因とすることにより特定障害保険金が支払われないこととなる障害であり、その複数障害が同法に基づき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、責任開始時以後に障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があった場合は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 免責事由または責任開始時前に発生した傷害もしくは発病した疾病を直接の原因とする

ことにより特定障害保険金が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当する場合は、その障害については、本条の規定を適用します。

- (2) 免責事由または責任開始時に発生した傷害もしくは発病した疾病を直接の原因とすることにより特定障害保険金が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が4級以下の障害に該当する場合は、会社は、特定障害保険金を支払いません。
- ⑥ 第①項の支払金額の規定にかかわらず、特定生活習慣病給付金を特定生活習慣病給付金の受取人に支払っているときまたは支払うときには、特定生活習慣病給付金の支払事由が当日以後の特定障害保険金の支払金額は、保険金額の90%相当額とします。
- ⑦ 特定生活習慣病給付金を支払う前に特定障害保険金の請求を受け、特定障害保険金が支払われるときには、会社は、特定生活習慣病給付金の請求を受けても、これを支払いません。この場合、第①項の支払金額の規定にかかわらず、特定障害保険金の支払金額は、次の各号に定める金額の合計額とします。
- (1) 特定生活習慣病給付金の支払事由が生じた時の特定生活習慣病給付金の支払金額相当額
- (2) 特定障害保険金の支払事由が生じた時の保険金額の90%相当額
- ⑧ 第⑦項の規定が適用される場合で、特定生活習慣病給付金の支払事由が生じた後、特定障害保険金の支払事由が生じる前に保険金額が減額されたときは、次の第(1)号の金額と第(2)号の金額との差額を、第⑦項に定める特定障害保険金の支払金額から差し引きます。
- (1) 保険金額が減額された際に支払われた解約返戻金額
- (2) 特定生活習慣病給付金が支払われた後に保険金額が減額されたものとして計算した解約返戻金額
- ⑨ 契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、特定障害保険金の受取人は契約者とします。
- ⑩ 被保険者が戦争その他の変乱によって特定障害保険金の支払事由(エ)または(オ)に該当した場合でも、戦争その他の変乱によって特定障害保険金の支払事由(エ)または(オ)に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、特定障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑪ 特定障害保険金が支払われる場合で、特定障害保険金の請求前に被保険者が死亡したとき（被保険者が死亡給付金の免責事由のいずれかによって死亡したときを除きます。）には、会社は、特定障害保険金を支払いません。この場合、第①項の規定にかかわらず、死亡給付金を死亡給付金受取人に支払います。
- ⑫ 特定障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）には、契約は、被保険者が特定障害保険金の支払事由に該当した時にさかのぼって消滅します。

### 第3条 (特定生活習慣病給付金の支払)

① 会社は、この契約の特定生活習慣病給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (特定生活習慣病給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
特定生活習慣病給付金	次の(ア)から(ウ)までのいずれかの事由に該当したとき	保険金額の10%相当額	被保険者
	(ア) 被保険者が責任開始時以後に、上皮内新生物等* に罹患したと責任開始時前を含めて初めて医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき		
	(イ) 被保険者が責任開始時以後に発病した急性心筋梗塞* または脳卒中* の治療を目的として次の条件のすべてを満たす入院* をしたとき (a) 責任開始時以後に開始した入院であること (b) 入院日数が1日* 以上であること (c) 病院または診療所* への入院であること		
	(ウ) 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として発病した狭心症* または脳血管疾患* (脳卒中を除きます。)の治療を直接の目的とする手術* を病院または診療所で受けたとき		

- \* 上皮内新生物等 別表8に定める疾病をいいます。
- \* 急性心筋梗塞 別表2に定める疾病をいいます。
- \* 脳 卒 中 別表2に定める疾病をいいます。
- \* 入 院 別表9に定める入院をいいます。
- \* 入院日数が1日 上に定める入院の入院日と退院日が同日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- \* 病 院 又 は 診 療 所 別表4に定める病院または診療所をいいます。
- \* 狭 心 症 別表10に定める疾病をいいます。
- \* 脳 血 管 疾 患 別表10に定める疾病をいいます。
- \* 手 術 別表3に定める手術をいいます。

- ② 被保険者が責任開始時前に発病した疾病を原因として責任開始時以後に第①項(イ)または(ウ)に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その疾病を責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項(イ)または(ウ)の規定を適用します。
- (1) この契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けたことがない場合。ただし、その疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人(一部の受取人である場合を含みます。)であるときは、第①項の規定にかかわらず、特定生活習慣病給付金の受取人は契約者とします。
- ④ 特定障害保険金の請求を受け、これを特定障害保険金の受取人に支払うときには、会社は、特定生活習慣病給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑤ 特定生活習慣病給付金が支払われる場合で、特定生活習慣病給付金の請求前に被保険者が死亡したとき(被保険者が死亡給付金の免責事由のいずれかによって死亡したときを除きます。)には、会社は、特定生活習慣病給付金を支払いません。この場合、第①項の規定にかか

- ならず、死亡給付金を死亡給付金受取人に支払います。
- ⑥ 特定生活習慣病給付金の支払は、1回限りとします。

#### 第4条（死亡給付金の支払）

- ① 会社は、この契約の死亡給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合)
死亡給付金	(1) 保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき	保険金額の10%相当額	死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 死亡給付金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱
	(2) 保険料払込期間経過後に被保険者が死亡したとき	契約の経過した年月数によって計算した責任準備金額		

- ② 第①項の規定により死亡給付金が支払われる場合で、次の各号に定めるときは、第①項の支払金額の規定にかかわらず、それぞれに定めるとおり取り扱います。
- (1) 特定障害保険金の支払事由に該当しない場合で、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当するときは、保険金額を死亡給付金の支払金額とします。ただし、特定生活習慣病給付金を支払っているときは、保険金額の90%相当額を死亡給付金の支払金額とします。
- (ア) 被保険者が死亡した後に、悪性新生物に罹患したと責任開始時前を含めて初めて医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき
- (イ) 被保険者が責任開始時以後に発病した急性心筋梗塞を直接の原因として死亡したとき
- (ウ) 被保険者が責任開始時以後に発病した脳卒中を直接の原因として死亡したとき
- (2) 特定生活習慣病給付金の支払事由に該当せず、特定生活習慣病給付金を支払っていない場合で、次の(ア)または(イ)に該当するときは、死亡給付金の支払金額を次に定めるとおりとします。ただし、本項第(1)号または第③項第(1)号の規定が適用される場合を除きます。

項目	支払金額
(ア) 被保険者が死亡した後に、上皮内新生物等に罹患したと責任開始時前を含めて初めて医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき	(a) 保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき 保険金額の20%相当額 (b) 保険料払込期間経過後に被保険者が死亡したとき 第①項第(2)号に定める死亡給付金の支払金額に、保険金額の10%相当額を加えた金額。この場合、第①項第(2)号に定める死亡給付金の支払金額は、死亡給付金の支払事由が生じた時における、特定生活習慣病給付金が支払われた後に被保険者が死亡したもものとして計算した責任準備金額とします。
(イ) 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として発病した狭心症を直接の原因として死亡したとき	

- ③ 次の各号に定めるときには、第①項および第②項の支払金額の規定にかかわらず、死亡給付金の支払金額をそれぞれに定めるとおりとします。

項目	支払金額
<p>(1) 第2条(特定障害保険金の支払)第⑩項の規定により死亡給付金を支払うとき。ただし、本項第(4)号の規定に該当するときは除きます。</p>	<p>特定障害保険金の支払事由が生じた時の特定障害保険金の支払金額相当額。ただし、特定障害保険金の支払事由が生じた後、死亡給付金の支払事由が生じる前に保険金額が減額されたときは、保険金額が減額された際に支払われた解約返戻金額と同額を差し引きます。</p>
<p>(2) 第3条(特定生活習慣病給付金の支払)第⑤項の規定により死亡給付金を支払う場合で、本条第②項第(1)号の規定に該当しないとき。ただし、本項第(4)号の規定に該当するときは除きます。</p>	<p>(ア) 保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき            本条第①項第(1)号に定める死亡給付金の支払金額に、特定生活習慣病給付金の支払事由が生じた時の特定生活習慣病給付金の支払金額相当額を加えた金額</p> <p>(イ) 保険料払込期間経過後に被保険者が死亡したとき            本条第①項第(2)号に定める死亡給付金の支払金額(死亡給付金の支払事由が生じた時における、特定生活習慣病給付金が支払われた後に被保険者が死亡したものとして計算した責任準備金額とします。)に、特定生活習慣病給付金の支払事由が生じた時の特定生活習慣病給付金の支払金額相当額を加えた金額。ただし、特定生活習慣病給付金の支払事由が生じた後、死亡給付金の支払事由が生じる前に保険金額が減額されたときは、次の(a)の金額と(b)の金額との差額を差し引きます。</p> <p>(a) 保険金額が減額された際に支払われた解約返戻金額            (b) 特定生活習慣病給付金が支払われた後に保険金額が減額されたものとして計算した解約返戻金額</p>
<p>(3) 第3条(特定生活習慣病給付金の支払)第⑤項の規定により死亡給付金を支払う場合で、本条第②項第(1)号の規定に該当するとき</p>	<p>特定生活習慣病給付金の支払事由が生じた時の特定生活習慣病給付金の支払金額相当額と死亡給付金の支払事由が生じた時の保険金額の90%相当額の合計額。ただし、特定生活習慣病給付金の支払事由が生じた後、死亡給付金の支払事由が生じる前に保険金額が減額されたときは、次の(ア)の金額と(イ)の金額との差額を差し引きます。</p> <p>(ア) 保険金額が減額された際に支払われた解約返戻金額            (イ) 特定生活習慣病給付金が支払われた後に保険金額が減額されたものとして計算した解約返戻金額</p>

項目	支払金額
(4) 第2条(特定障害保険金の支払)第⑩項および第3条(特定生活習慣病給付金の支払)第⑤項の規定により死亡給付金を支払うとき	<p>特定生活習慣病給付金の支払事由が生じた時の特定生活習慣病給付金の支払金額相当額と特定障害保険金の支払事由が生じた時の保険金額の90%相当額の合計額。ただし、次の(ア)または(イ)に該当するときは、それぞれに定める金額を差し引きます。</p> <p>(ア) 特定生活習慣病給付金の支払事由が生じた後、特定障害保険金の支払事由が生じる前に保険金額が減額されたとき 次の(a)の金額と(b)の金額との差額 (a) 保険金額が減額された際に支払われた解約返戻金額 (b) 特定生活習慣病給付金が支払われた後に保険金額が減額されたものとして計算した解約返戻金額</p> <p>(イ) 特定障害保険金の支払事由が生じた後、死亡給付金の支払事由が生じる前に保険金額が減額されたとき 保険金額が減額された際に支払われた解約返戻金額と同額</p>

- ④ 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第23条(払いもどし金)の規定により契約者に支払います。
- ⑤ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑥ 特定障害保険金の請求を受け、これを特定障害保険金の受取人に支払うときには、会社は、死亡給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑦ 被保険者の生死が明らかでない場合でも、会社が死亡したものと認めたときには、会社は、死亡給付金を支払います。
- ⑧ 被保険者が死亡した場合には、契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

### 3. 請求手続

#### 第5条(通知義務)

契約者または保険金等の受取人は、保険金等の支払事由が生じたことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。

#### 第6条(保険金等の請求手続、支払の期限および支払の場所)

- ① 保険金等の受取人は、保険金等の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類(別表11)を提出して、保険金等を請求してください。
- ② 会社は、保険金等を、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。
- ③ 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、契約の締結時から保険金等の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときには、会社は、それぞれに定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合、第②項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金等の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金等の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) 詐欺による取消(第15条)、不法取得目的による無効(第16条)または重大事由による解除(第20条)に該当する可能性がある場合	次の(ア)から(ウ)に定める事項 (ア) 第(2)号および第(3)号に定める事項 (イ) 契約者、被保険者または保険金等の受取人の契約締結の目的または保険金等の請求の意図に関する契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実 (ウ) 第20条(重大事由による解除)第①項第(4)号(ア)から(ウ)に該当する事実の有無

- ④ 第③項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第②項および第③項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

項目	日数
(1) 第③項第(1)号から第(4)号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日
(2) 第③項第(2)号から第(4)号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づく照会	180日
(3) 第③項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(4) 第③項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第③項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 第③項第(1)号から第(4)号に定める事項についての日本国外における調査	180日
(6) 第③項第(1)号から第(4)号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査	180日

- ⑤ 第③項および第④項の確認を行う場合、会社は、保険金等を請求した者に通知します。
- ⑥ 第③項および第④項に掲げる必要な事項の確認にあたって、契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)には、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

### 第3編 この契約の取扱

#### 4. 会社の責任開始時

##### 第7条（会社の責任開始時）

- ① 会社は、契約の申込を承諾した場合には、契約の申込または被保険者に関する告知のいずれか遅い時から契約上の責任を負います。
- ② 保険期間および保険料払込期間は、契約日からその日を含めて計算します。
- ③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付することにより、承諾の通知を行います。
  - (1) 会社名
  - (2) 契約者の氏名または名称
  - (3) 被保険者の氏名
  - (4) この契約の保険金等の受取人の氏名または名称その他の保険金等の受取人を特定するために必要な事項
  - (5) この契約およびこの契約に付加された特約の名称
  - (6) 保険期間
  - (7) この契約の保険金額
  - (8) この契約の保険料およびその払込方法
  - (9) 契約日
  - (10) 保険証券を作成した年月日

#### 5. 保険料の払込

##### 第8条（保険料の払込）

- ① 契約者は、保険料を、保険料払込期間中、毎回保険料の払込方法（経路）にしたがい、払込期月中に払い込んでください。
- ② 第①項の払込期月は、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 第1回保険料の払込期月  
責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日まで
  - (2) 第2回以後の保険料の払込期月  
保険料の払込方法（回数）に応じ、次の(ア)および(イ)に定めるとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
(ア) 月払契約の場合	月単位の契約応当日を含む月の初日から末日まで
(イ) 年払契約の場合	年単位の契約応当日を含む月の初日から末日まで

- ③ 第①項で払い込むべき保険料は、次の各号に定める期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

- (1) 第1回保険料の保険料期間  
保険料の払込方法（回数）に応じ、次の(ア)および(イ)に定めるとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	保険料期間
(ア) 月払契約の場合	契約日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間
(イ) 年払契約の場合	契約日からその翌年の年単位の契約応当日の前日までの期間

## (2) 第2回以後の保険料の保険料期間

保険料の払込方法（回数）に応じ、次の(ア)および(イ)に定めるとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	保険料期間
(ア) 月払契約の場合	月単位の契約応当日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間
(イ) 年払契約の場合	年単位の契約応当日からその翌年の年単位の契約応当日の前日までの期間

- ④ 月払契約または年払契約それぞれの払込期月に含まれる契約応当日を「払込期月に含まれる契約応当日」とします。
- ⑤ 第2回以後の保険料がその払込期月に含まれる契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに契約が消滅したときには、会社は、その払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。ただし、特定障害保険金または死亡給付金を支払うときは、保険金等の受取人に払いもどします。
- ⑥ 次の各号に掲げる保険料が払い込まれない場合で、それぞれに定める期間において保険金等の支払事由が生じたときには、会社は、その期間を含む払込期月の未払込保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときには、契約者は、その期間を含む払込期月の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、第12条（猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効）第③項各号に定めるとおり取り扱い、会社は、保険金等を支払いません。
- (1) 第1回保険料  
責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日まで
- (2) 第2回以後の保険料  
第2回以後の保険料の払込期月に含まれる契約応当日以後その月の末日まで

## 第9条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）

契約が保険料期間の途中で消滅（一部の消滅を含みます。以下、本条において同じとします。）したことにより保険料（一部の場合を含みます。以下、本条において同じとします。）の払込を必要としなくなった場合で、消滅時を含む保険料期間に対応する保険料が払い込まれているときには、会社は、保険料の払込方法（回数）に応じ、次の各号に定めるとおり取り扱います。

保険料の払込方法（回数）	内容
(1) 年払契約の場合	消滅時を含む保険料期間のうち契約が消滅した後の期間（1か月未満の端数については切り捨てます。）に対応する保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額（以下「未経過期間に対応する保険料相当額」といいます。）を契約者（特定障害保険金または死亡給付金を支払うことにより契約が消滅するときは保険金等の受取人）に払いもどします。 ただし、詐欺による取消（第15条）または不法取得目的による無効（第16条）に該当する場合は、未経過期間に対応する保険料相当額を払いもどしません。
(2) 月払契約の場合	未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。

## 第10条（保険料の払込方法（経路）の選択）

- ① 契約者は、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
  - (1) 口座振替払込  
会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法をいいます。
  - (2) 団体扱払込  
所属団体を通じ払い込む方法をいいます。この方法は、所属団体と会社との間に団体特別取扱契約が締結されている場合に限り取り扱います。
  - (3) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- ② 保険料の払込方法が口座振替払込または団体扱払込のいずれかである契約において、その契約がその払込方法の取扱の条件に該当しなくなったときには、契約者は、その保険料の払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、契約者が保険料の払込方法の変更を行うまでの間の保険料については、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

## 第11条（保険料の前納）

- ① 契約者は、会社の定める範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、保険料前納期間の満了日が年単位の契約当日の前日となることを必要とします。
- ② 第①項の場合、会社は、会社の定める利率で保険料を割り引きます。
- ③ 会社は、前納された保険料を会社の定める利率で計算した利息を付けて積み立てておき、払込期月に含まれる契約当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ④ 次の各号の場合、前納された保険料の残額があるときには、会社は、その残額を契約者に払いもどします。ただし、特定障害保険金または死亡給付金を支払うときは、保険金等の受取人に払いもどします。
  - (1) 保険料前納期間が満了したとき
  - (2) 契約が消滅したとき

## 第12条（猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効）

- ① 保険料の払込については、次の各号に定める猶予期間があります。

項目	猶予期間
(1) 月払契約の場合	払込期月の翌月初日から末日まで
(2) 年払契約の場合	(ア) 第1回保険料の場合 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約当日まで（契約日がその日を含む月の末日のときは、翌々月の末日まで） (イ) 第2回以後の保険料の場合 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約当日まで（払込期月に含まれる契約当日がその月の末日のときは、翌々月の末日まで）

- ② 第1回保険料がその払込期月（第8条）中に払い込まれない場合、会社は、契約者に猶予期間中の保険料の払込を催告するとともに、その猶予期間中に払い込まれなければ猶予期間の満了日の翌日に契約を解除することを契約者に通知します。
- ③ 猶予期間中に次の各号に掲げる保険料が払い込まれないときは、それぞれに定めるとおり取り扱います。
  - (1) 第1回保険料  
会社は、猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって契約を解除します。
  - (2) 第2回以後の保険料  
契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

**第13条 (猶予期間中に支払事由が生じた場合の保険料の取扱)**

猶予期間中に保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、その猶予期間中の未払込保険料を保険金等から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときには、契約者は、その猶予期間中の未払込保険料を猶予期間の満了日まで払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、第12条（猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効）第③項各号に定めるとおり取り扱い、会社は、保険金等を支払いません。

**6. 契約の復活****第14条 (契約の復活)**

- ① 契約者は、契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内ならば、必要書類（別表11）を提出して、契約の復活を請求することができます。
- ② 会社が契約の復活を承諾したときには、会社は、次の各号に定める時から契約上の責任を負います。この場合、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

項目	内容
(1) 復活を承諾した時から1か月以内に延滞保険料を受け取った場合	延滞保険料を受け取った時
(2) 延滞保険料を受け取った後に復活を承諾した場合	延滞保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時）

**7. 契約の取消、無効、解除および解約****第15条 (詐欺による取消)**

契約者、被保険者または保険金等の受取人の詐欺によって契約が締結または復活されたときには、会社は、契約を取り消すことができます。この場合、すでに受け取った保険料は払いもどしません。

**第16条 (不法取得目的による無効)**

契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって契約が締結または復活されたときには、契約は無効とし、会社は、すでに受け取った保険料を払いもどしません。

**第17条 (告知義務)**

契約者および被保険者は、契約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

**第18条 (告知義務違反による解除)**

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第17条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かって契約を解除することができます。
- ② 会社は、保険金等の支払事由が生じた後でも、第①項の規定により契約を解除することができます。
- ③ 第②項の場合、会社は、保険金等を支払いません。もし、すでにその保険金等を支払って

いたときは、その返還を請求します。

- ④ 第③項の規定にかかわらず、保険金等の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、保険金等の受取人または被保険者が証明したときには、会社は、その保険金等を支払います。
- ⑤ 会社は、本条による契約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金等の受取人または被保険者に通知します。

#### 第19条（契約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第18条（告知義務違反による解除）による契約の解除を行うことができません。

- (1) 契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
- (2) 会社のために契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第17条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、契約を解除することができます。
  - (ア) 契約者または被保険者が第17条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
  - (イ) 契約者または被保険者に対し、第17条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
  - (ウ) 契約者または被保険者に対し、第17条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日からその日を含めて2年を超えて契約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金等の支払事由が生じたとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金等が支払われない場合を含みます。）には、会社は、契約を解除することができます。

#### 第20条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かって契約を解除することができます。
  - (1) 契約者または死亡給付金受取人が、死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) 契約者、被保険者、特定障害保険金の受取人または特定生活習慣病給付金の受取人が、特定障害保険金または特定生活習慣病給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (3) この契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (4) 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- (e) 契約者または保険金等の受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (f) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない第(1)号から第(4)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、保険金等の支払事由が生じた後でも、第①項の規定により契約を解除することができます。
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
  - (1) 第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について保険金等を支払いません。もし、すでにその保険金等を支払っていたときは、その返還を請求します。
  - (2) 第①項第(4)号のみに該当した場合で、第①項第(4)号(ア)から(イ)に該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、第①項第(4)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由についてその保険金等の受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の保険金等の受取人に支払います。この場合、支払わない部分に解約返戻金があるときは、これを第23条（払いもどし金）第①項第(2)号(イ)の規定により契約者に支払います。もし、すでにその保険金等の受取人に保険金等を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条による契約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金等の受取人または被保険者に通知します。

## 第21条（解 約）

契約者は、いつでも将来に向かって、契約を解約することができます。この場合、必要書類（別表11）を提出してください。

## 第22条（保険金等の受取人による契約の存続）

- ① 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 第①項の解約が通知された場合でも、保険金等の受取人であって通知の時に次第(1)号および第(2)号の条件を満たす者（以下「介入権者」といいます。）が、契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に着いた日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときには、第①項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 次の(ア)から(イ)のいずれかに該当すること
    - (ア) 契約者の親族
    - (イ) 被保険者の親族
    - (イ) 被保険者
  - (2) 契約者でないこと
- ③ 第②項の通知をするときには、介入権者は、必要書類（別表11）を会社に提出してください。
- ④ 第①項の解約の通知が会社に着いた日以後、その解約の効力が生じるまでまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべき場合に該当して契約が消滅するときには、会社は、その支払うべき金額の限度で、第

②項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。

## 8. 払いもどし金

### 第23条（払いもどし金）

① この契約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりとし、その他の事由による払いもどし金はありません。

(1) 保険料払込期間中の場合

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
被保険者の死亡が免責事由に該当したとき (第4条)	保険料を払い込んだ年月数* によって計算した責任準備金額(責任準備金額が死亡給付金額を上回る場合は死亡給付金相当額)	契約者
被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、責任準備金を払いもどしません。		

\* 保険料を払い込んだ年月数 第9条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を払い込んだ年月数に含めません。

(2) 保険料払込期間経過後の場合。ただし、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていない場合は、本号の規定は適用せず、第(1)号の規定を適用します。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(ア) 被保険者の死亡が免責事由に該当したとき (第4条)	契約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契約者
(イ) 契約が解除されたとき (第18条) (第20条)	契約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(ウ) 契約が解約されたとき (第21条)		
(エ) 保険金額が減額されたとき (第24条)		
(ア)の場合、死亡給付金受取人が契約者で、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、責任準備金を払いもどしません。		

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表11）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

## 9. 契約内容の変更・保険金等の受取人の変更等

### 第24条（保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表11）を提出して、将来に向かって、保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

**第25条 (保険料払込期間の変更)**

保険料払込期間の変更は取り扱いません。

**第26条 (保険料払込方法の変更)**

契約者は、会社の定める範囲内で、保険料の払込の回数 (第8条) および経路 (第10条) を変更することができます。

**第27条 (死亡給付金受取人の死亡)**

- ① 死亡給付金受取人が死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
- ② 第①項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときには、第①項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
- ③ 第①項および第②項の規定により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

**第28条 (会社への通知による死亡給付金受取人の変更)**

- ① 契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
- ② 第①項の通知をするときには、契約者は、必要書類 (別表11) を提出してください。
- ③ 第①項の通知が会社に着く前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときには、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

**第29条 (遺言による死亡給付金受取人の変更)**

- ① 第28条 (会社への通知による死亡給付金受取人の変更) に定めるほか、契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
- ② 第①項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第①項および第②項の規定による死亡給付金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の法定相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 第③項の通知をするときには、契約者の法定相続人は、必要書類 (別表11) を会社に提出してください。

**第30条 (特定障害保険金および特定生活習慣病給付金の受取人の変更)**

- ① 特定障害保険金および特定生活習慣病給付金の受取人を被保険者 (第2条 (特定障害保険金の支払) 第⑨項および第3条 (特定生活習慣病給付金の支払) 第③項の規定が適用される場合には契約者) 以外の者に変更することはできません。
- ② 次の各号に定める時より前に変更前の特定障害保険金および特定生活習慣病給付金の受取人に特定障害保険金または特定生活習慣病給付金を支払ったときには、その支払後に変更後の特定障害保険金および特定生活習慣病給付金の受取人からその特定障害保険金または特定生活習慣病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
  - (1) 第28条 (会社への通知による死亡給付金受取人の変更) 第①項により死亡給付金受取人が変更されることに伴って特定障害保険金および特定生活習慣病給付金の受取人が変更される場合は、その通知が会社に着いた時
  - (2) 第29条 (遺言による死亡給付金受取人の変更) 第①項により死亡給付金受取人が変更されることに伴って特定障害保険金および特定生活習慣病給付金の受取人が変更される場合は、その通知が会社に着いた時
  - (3) 第31条 (契約者の変更) により契約者が変更されることに伴って特定障害保険金および

特定生活習慣病給付金の受取人が変更される場合は、契約者の変更を会社が承諾した時

### 第31条（契約者の変更）

契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。この場合、必要書類（別表11）を提出してください。

### 第32条（契約者または保険金等の受取人の代表者）

- ① 契約者または保険金等の受取人が2人以上いるときは、それぞれの代表者各1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の契約者または保険金等の受取人を代理するものとします。
- ② 次の各号のいずれかの場合には、会社が契約者または保険金等の受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
  - (1) 第①項の代表者が定まらないとき
  - (2) 第①項の代表者の住所または通信先が不明であるとき

### 第33条（契約者の住所の変更）

- ① 契約者が住所または通信先を変更したときは、ただちに会社に通知してください。
- ② 契約者が第①項の通知をしなかった場合で、契約者の住所または通信先を会社が確認できなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

## 10. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

### 第34条（年齢の計算）

- ① 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- ② 契約締結後の被保険者の年齢は、第①項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

### 第35条（年齢または性別の誤りの処理）

- ① 契約の申込書（電磁的方法により表示された申込画面を含みます。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲内であった場合	会社は、実際の年齢に基づいて保険料を改め、その差額を精算します。 ただし、保険金等の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金等とともに支払い、不足額がある場合には保険金等から控除します。
(2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外であった場合	会社は、契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。 ただし、会社の定める最低年齢に達してから誤りの事実を発見した場合は、最低年齢に達した日にこの保険への加入を取り扱っているときは、最低年齢に達した日を契約日とし、会社は、保険料を改め、その差額を精算します。この場合、保険金等の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金等とともに支払い、不足額がある場合には保険金等から控除します。

- ② 契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときには、会社は、実際の性別

に基づいて保険料を改め、その差額を精算します。ただし、保険金等の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金等とともに支払い、不足額がある場合には保険金等から控除します。

## 11. 契約者配当金

### 第36条 (契約者配当金)

この保険には、契約者配当金はありません。

## 12. その他

### 第37条 (時効)

保険金等または払いもどし金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日からその日を含めて3年間請求がないときには、消滅します。

### 第38条 (管轄裁判所)

この契約における保険金等の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または保険金等の受取人（保険金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

### 第39条 (法令等の改正に伴う支払事由の変更)

- ① 会社は、この契約の給付にかかわる公的介護保険制度および身体障害者福祉法の改正が行われた場合等で特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、この契約の支払事由を変更することがあります。
- ② 本条の変更を行うときには、会社は、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により支払事由を変更する場合には、会社は、支払事由の変更日の2か月前までに契約者にその旨を通知します。
- ④ 本条の規定により支払事由を変更する場合で、契約者がその変更を承諾しないときには、この契約は、支払事由の変更日から将来に向かって解約されたものとしします。

### 第40条 (団体を契約者とする場合の保険金等請求手続の特別取扱)

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、本条において「団体」といいます。）を契約者および保険金等の受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする契約の場合、契約者である団体がその契約の保険金等の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、受取人である団体からの保険金等の請求の際、第6条（保険金等の請求手続、支払の期限および支払の場所）の規定によるほか、第(1)号または第(2)号の書類を提出してください。この場合、死亡退職金等の受給者については、契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類もあわせて提出してください。なお、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとしします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

## 備 考

### 1. 病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき

病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

### 2. 治療を直接の目的とする手術

診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

(2026年4月制定)

## 別表 1

### 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、次の(1)から(3)までのすべてに該当するものをいいます。

- (1) 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもの。ただし、責任開始の日(復活が行われたときは、最終の復活の際の責任開始の日)からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物(腫瘍)(C50)は、対象となる悪性新生物に該当しません。
- (2) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類 腫瘍学(NCC監修)第3.1版」中、新生物(腫瘍)の性状を表す第5桁コードが表2に規定される内容によるもの。なお、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版によるものとします。
- (3) 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類 第8版 日本語版」(平成29年12月15日発行)で病期分類が病期I～病期IVに分類されている病変に該当するもの。なお、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類 日本語版」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版によるものとします。

表1 対象となる悪性新生物の分類コード

分類項目	分類コード
1. 口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
2. 消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
3. 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
4. 骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
5. 皮膚の悪性黒色腫	C43
6. 中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
7. 乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
8. 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
9. 男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
10. 腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
11. 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
12. 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
13. 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
14. リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
16. 真正赤血球増加症<多血症>	D45
17. 骨髄異形成症候群	D46
18. リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）中の ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5

表2 新生物<腫瘍>の性状を表す第5桁コード

／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

備考（別表1）

- 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版 準拠）」に記載された分類項目中、皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>（C44）は、対象となる悪性新生物に該当しません。
- 新生物<腫瘍>の性状を表す第5桁コードが「／3」「／6」「／9」以外のものは「悪性新生物<腫瘍>」に該当しません。また、「TNM悪性腫瘍の分類 日本語版」で病期分類が病期0に分類されている病変は「悪性新生物<腫瘍>」に該当しないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、対象となる悪性新生物に該当しません。

## 別表2

### 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
2. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の分類コード

疾病名	分類項目	分類コード
1. 急性心筋梗塞	(1) 急性心筋梗塞	I 21
	(2) 再発性心筋梗塞	I 22
2. 脳卒中	(1) くも膜下出血	I 60
	(2) 脳内出血	I 61
	(3) 脳梗塞	I 63

## 別表 3

### 対象となる手術

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、次の1～3を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きません。

1. 開頭術
2. 開胸術
3. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術

#### 備考（別表 3）

##### 1. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいい、穿頭器具を用いて頭蓋に穴を開けて行われる手術を含みます。

##### 2. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁および胸膜全層に切開を加え、胸腔内の臓器に対して行う手術をいい、胸腔鏡下に行われる手術を含みます。

## 別表 4

### 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
2. 前1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

## 別表 5

### 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

## 別表 6

### 要介護 2 以上

「要介護 2 以上」とは、平成11年 4 月 30 日厚生省令第 58 号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護 2 から要介護 5 までのいずれかの状態をいいます。

## 別表7

### 要介護状態

要 介 護 状 態	次のいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表の a に該当し、かつ、下表の b～e のうち 2 項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害 <sup>けんとうしき</sup> があり、かつ、他人の介護を要する状態
-----------------------	--

a	ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
b	衣服の着脱が自分ではできない。
c	入浴が自分ではできない。
d	食物の摂取が自分ではできない。
e	大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

#### 備考（別表7）

##### 1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(ア)、(イ)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
- (ア) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック<Pick>病の認知症	F 02. 0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F 02. 1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F 02. 2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F 02. 3
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02. 4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中の ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G 31）中の ・限局性脳萎縮症（ただし、前頭側頭型認知症（F T D）に限ります。） ・神経系のその他の明示された変性疾患（ただし、レヴィ小体型認知症に限ります。）	G 31. 0 G 31. 8

平成27年2月13日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (イ) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」  
「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

## 2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

## 3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a 時間の見当識障害  
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b 場所の見当識障害  
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c 人物の見当識障害  
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

## 4. 他人の介護を要する状態（「要介護状態」(2)）

「要介護状態」(2)に定める「他人の介護を要する状態」とは、器質性認知症による徘徊・過食・異食行動・暴力行為等があり、その程度が著しく、常に他人の見守りを必要とする状態をいいます。

## 別表 8

### 対象となる上皮内新生物等

対象となる上皮内新生物等とは、次の(1)および(2)に該当するものをいいます。

- (1) 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもの。ただし、責任開始の日（復活が行われたときは、最終の復活の際の責任開始の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の上皮内癌（D05）は、対象となる上皮内新生物等に該当しません。
- (2) 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物（腫瘍）の性状を表す第5桁コードが表2に規定される内容によるもの。なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版によるものとします。

表1 対象となる上皮内新生物等の分類コード

疾病名	分類項目	分類コード
上皮内新生物等	1. 皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>	C44
	2. 上皮内新生物<腫瘍>	D00～D09

表2 新生物（腫瘍）の性状を表す第5桁コード

1. 皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>

/ 3 ……悪性、原発部位 / 6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位 / 9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
--

2. 上皮内新生物<腫瘍>

/ 2 ……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
-----------------------------------

## 別表9

### 入 院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

## 別表10

### 対象となる狭心症、脳血管疾患

対象となる狭心症、脳血管疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、次表の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分 類 項 目	分類コード
狭心症	狭心症	I 20
脳血管疾患	1. その他の非外傷性頭蓋内出血	I 62
	2. 脳卒中、脳出血又は脳梗塞と明示されないもの	I 64
	3. 脳実質外動脈（脳底動脈、頸動脈、椎骨動脈）の閉塞及び狭窄、脳梗塞に至らなかったもの	I 65
	4. 脳動脈の閉塞及び狭窄、脳梗塞に至らなかったもの	I 66
	5. その他の脳血管疾患	I 67
	6. 他に分類される疾患における脳血管障害	I 68
	7. 脳血管疾患の続発・後遺症	I 69

別表11

請求書類

項	目	必要書類
1	特定障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度による要介護認定の結果を証する書類（公的介護保険制度による要介護認定を受けた場合に限り。） (4) 被保険者の身体障害者手帳の写し（身体障害者福祉法に基づく所定の状態となり、身体障害者手帳の交付があった場合に限り。） (5) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 特定障害保険金の受取人の戸籍抄本 (7) 特定障害保険金の受取人の印鑑証明書 (8) 保険証券
2	特定生活習慣病給付金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とする入院をした場合に限り。） (4) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書（狭心症または脳血管疾患の治療を直接の目的とする手術を受けた場合に限り。） (5) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 特定生活習慣病給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 特定生活習慣病給付金の受取人の印鑑証明書 (8) 保険証券
3	死亡給付金 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 特定障害保険金または特定生活習慣病給付金の支払事由が生じたことを証する書類（第4条第③項各号の規定により支払金額が変更されるときに限り。） (5) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (7) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (8) 保険証券
4	契約の復活 (第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者に関する会社所定の診断書および告知書

項 目		必 要 書 類
5	解 約 (第21条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	保険金等の受取人による 契約の存続 (第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 介入権者が契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (3) 介入権者の戸籍抄本 (4) 介入権者の印鑑証明書 (5) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
7	払いもどし金 (第23条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
8	保険金額の減額 (第24条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9	会社への通知による 死亡給付金受取人 の変更 (第28条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
10	遺言による 死亡給付金受取人 の変更 (第29条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認を受けたことを証する書類 (4) 法定相続人であることを証する書類 (5) 法定相続人の印鑑証明書 (6) 保険証券
11	契約者の変更 (第31条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

## 年金支払特約目次

この特約の目的	第12条 重大事由による解除
第1条 用語の意義	第13条 特約の解約
第2条 特約の締結	第14条 払いもどし金
第3条 年金原資額および年金額	第15条 特約の消滅
第4条 年金額が会社の定める金額に満たない場合	第16条 年金支払期間の変更
第5条 年金受取人	第17条 年金受取人が複数の場合の取扱
第6条 年金の種類	第18条 年金受取人の住所の変更
第7条 年金の支払	第19条 契約者配当金
第8条 年金支払日	第20条 主約款の規定の準用
第9条 年金の前払	第21条 無配当総合障害終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）に付加する場合の特則
第10条 年金の継続支払	
第11条 年金の請求手続、支払の期限および支払の場所	別表1 請求書類

## 年金支払特約

### （この特約の目的）

この特約は、主たる保険契約の保険金の支払に代えて、年金を支払うことによって、年金受取人の生活の安定を図ることを目的とする特約です。

### 第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 支払事由発生日	主契約の保険金の支払事由の発生日のことをいいます。

### 第2条（特約の締結）

- この特約は、契約者から、主契約の締結の際または締結後、支払事由発生日の前日までに、主契約の保険金の支払に代えて年金による支払の申出があった場合に、主契約に付加して締結します。
- 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

### 第3条（年金原資額および年金額）

- 年金額は、保険金の支払事由発生日において、保険金額（保険金とともに支払われる金額を含み、保険金から差し引かれる金額を除きます。以下同じとします。）の全部を年金原資として、その日における会社の定める率によって計算します。年金額の確定後、会社は、年金証書を年金受取人に交付します。

- ② 保険金額の全部をもとに計算した年金額が会社の定める金額を超えるときには、会社は、保険金額から最高年金額の年金原資に充当する金額を差し引いた残額については、一時金で年金受取人に支払います。

#### 第4条（年金額が会社の定める金額に満たない場合）

保険金額の全部をもとに計算した年金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、この特約の年金の支払に関する規定にかかわらず、主約款の保険金の支払に関する規定を適用して保険金を支払います。

#### 第5条（年金受取人）

年金受取人は、主契約の保険金受取人とし、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。

#### 第6条（年金の種類）

- ① 年金の種類は、確定年金とします。
- ② 年金支払期間は、会社の定める範囲で、この特約の締結の際、契約者の申出によって定めます。

#### 第7条（年金の支払）

- ① 会社は、この特約による年金を、年金原資を一定額の年金に分割して、毎年1回、年金支払日に支払います。ただし、年金受取人が保険金の支払事由発生日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したときは、会社の定める方法により計算した年金支払期間中の未払年金の現価を、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- ② 年金受取人が保険金の支払事由発生日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡し、未払年金の現価を支払ったときは、その死亡時にこの特約は消滅したものとします。

#### 第8条（年金支払日）

- ① 年金の第1回年金支払日は、保険金の支払事由発生日とします。
- ② 第2回以後の年金支払日は、第1回年金支払日の毎年の応当日とします。

#### 第9条（年金の前払）

- ① 年金受取人は、第1回年金支払日以後いつでも、会社の定める方法により計算した未払年金の現価の前払を請求することができます。
- ② 年金の前払が行われたときは、年金の前払が行われた時にこの特約は消滅します。

#### 第10条（年金の継続支払）

- ① 年金受取人が死亡したことにより年金支払期間中の未払年金の現価が支払われることになるときは、年金受取人の死亡時の法定相続人は必要書類（別表1）を提出して、その支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。
- ② 第①項の場合、会社は、残存年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、年金支払期間が満了した時にこの特約は消滅します。ただし、第9条（年金の前払）に定める年金の前払の請求があったときは、前払が行われた時にこの特約は消滅します。

#### 第11条（年金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 年金受取人は、年金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、年金を請求してください。年金の前払（第9条）を請求するときも、同様とします。
- ② 年金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

#### 第12条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除（一

部の解除を含みます。以下、本条において同じとします。) することができます。

- (1) この特約の年金の請求に関し、年金受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (2) 契約者または年金受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
  - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
  - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 契約者または年金受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (3) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約(共済契約を含みます。)が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者または年金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号および第(2)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、年金の支払事由に該当した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
  - (1) 第①項第(1)号から第(3)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について年金を支払いません。もし、すでにその年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
  - (2) 第①項第(2)号のみに該当した場合で、第①項第(2)号(ア)から(オ)に該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、次の(ア)および(イ)に定めるとおり取り扱います。
    - (ア) 保険金の支払事由発生日以後にこの特約を解除する場合、この特約のうち、第①項第(2)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人の受取割合に応じて、その年金受取人が年金を受け取るべき部分を解除します。
    - (イ) 第①項第(2)号に定める事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、第①項第(2)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人が受け取るべき金額を支払いません。もし、すでに第①項第(2)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人に年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者(保険金の支払事由発生日以後は年金受取人。以下、本項において同じとします。)に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、年金受取人に通知します。

### 第13条 (特約の解約)

- ① 契約者は、保険金の支払事由発生日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 年金受取人は、保険金の支払事由発生の際、この特約を解約することができます。この場合、会社は、主約款の保険金の支払に関する規定を適用して保険金を支払います。

## 第14条（払いもどし金）

- ① この特約の払いもどし金は、次に定めるとおりとし、その他の事由による払いもどし金はありません。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
保険金の支払事由発生日以後に生じた事由により、この特約が解除されたとき（第12条）	会社の定める方法により計算した未払年金の現価	この年の金特受約取人を解除された
上記の場合、払いもどし金額は、この特約を解除された年金受取人の受取割合に応じて計算します。		

- ② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

## 第15条（特約の消滅）

主契約が保険金の支払以外の事由により消滅した場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

## 第16条（年金支払期間の変更）

- ① 契約者は、保険金の支払事由発生前に限り、この特約の年金支払期間を変更することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。
- ② 年金受取人は、保険金の支払事由発生前にこの特約が付加されている場合、保険金の支払事由発生の際に、この特約の年金支払期間を変更することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。

## 第17条（年金受取人が複数の場合の取扱）

- ① 保険金の支払事由発生日以後、年金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。
- ② 次の各号のいずれかの場合には、会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- (1) 第①項の代表者が定まらないとき
  - (2) 第①項の代表者の住所または通信先が不明であるとき
- ③ 年金受取人が2人以上いるときは、それぞれの年金受取人について、次の各号に掲げる規定に関して、個別の適用は行いません。また、年金の支払（第7条）の規定の適用にあたっては、年金受取人の1人が保険金の支払事由発生日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡した場合には、会社は、会社の定める方法により計算した年金支払期間中の未払年金の現価を、他の年金受取人および死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人に支払い、その死亡時にこの特約は消滅したものとします。
- (1) 年金の前払（第9条）
  - (2) 年金の継続支払（第10条）
  - (3) 年金支払期間の変更（第16条）

**第18条（年金受取人の住所の変更）**

- ① 年金受取人が住所または通信先を変更したときには、ただちに会社に通知してください。
- ② 年金受取人が第①項の通知をしなかった場合で、年金受取人の住所または通知先を会社が確認できなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとみなします。

**第19条（契約者配当金）**

この特約に対する契約者配当金はありません。

**第20条（主約款の規定の準用）**

この特約に別段の定めのない事項は、主約款の規定を準用します。

**第21条（無配当総合障害終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）に付加する場合の特則）**

- ① この特約を無配当総合障害終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 主契約の死亡給付金の支払事由が生じ、その一部が支払われる場合には、次に定めるとおり取り扱います。
    - (ア) その一部の主契約の死亡給付金の金額を主契約の保険金額とみなして、前条までの規定を適用します。
    - (イ) 主契約の死亡給付金の残額については、この特約の年金の支払の規定は適用せず、主契約の死亡給付金受取人に支払います。
  - (2) 第10条（年金の継続支払）の規定にかかわらず、年金の継続支払は取り扱いません。
- ② 第①項のほか、特約条項の一部を次の各号に定めるとおり変更して適用します。
  - (1) 第1条（用語の意義）を次のとおりとします。

「第1条（用語の意義）」

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 保険金	特定障害保険金および保険料払込期間経過後に被保険者が死亡した場合の死亡給付金のことをいいます。
(5) 支払事由発生日	保険金の支払事由の発生日のことをいいます。
(6) 保険金受取人	保険金の受取人のことをいいます。

- (2) 第6条（年金の種類）を次のとおりとします。

「第6条（年金の種類および年金支払期間）」

この特約の締結の際、契約者が選択できる年金の種類および年金支払期間は、次の各号に定めるとおりとします。

項目	内容
(1) 年金の種類	確定年金
(2) 年金支払期間	10年

- (3) 第16条（年金支払期間の変更）を次のとおりとします。

「第16条（年金支払期間の変更）」

年金受取人は、保険金の支払事由発生日前にこの特約が付加されている場合、保険金

の支払事由発生の際に、この特約の年金支払期間を5年に変更することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。」

- (4) 別表1（請求書類）中、「6 年金支払期間の変更（第16条）」の必要書類中第(2)号を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
(2) 契約者（保険金の支払事由発生の際は、年金受取人）の印鑑証明書	(2) 年金受取人の印鑑証明書

(2026年4月制定)

## 別表 1

### 請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	年 金 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
2	年金の前払 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
3	年金の 継続支払 (第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の死亡時の法定相続人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の死亡時の法定相続人の印鑑証明書 (5) 年金証書
4	特約の解約 (第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（保険金の支払事由発生の際は、年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	払いもどし金 (第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	年金支払期間の 変更 (第16条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（保険金の支払事由発生の際は、年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

# 指定代理請求特約

## (この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者が受取人となる保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

## 第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

## 第2条 (特約の対象となる保険金等)

主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金、年金、その他これらに準じる保険給付および主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

## 第3条 (指定代理請求人の指定)

この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

- (1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者
  - (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
  - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
  - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の親族
- (2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
  - (ア) 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている者
  - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
  - (ウ) 主契約の死亡保険金受取人
  - (エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者

## 第4条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

- ① 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等を保険金等の受取人が請求できない次の各号に定める事情があるときは、第3条（指定代理請求人の指定）で指定した指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
  - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
  - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていないため支払事由に該当する保険金等の請求ができない場合
  - (3) その他第(1)号または第(2)号に準じる状態であると会社が認めた場合
- ② 指定代理請求人が第①項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条（指定代理請求人の指定）各号に定める範囲内であることを要します。ただし、指定代理請求人

としての要件を満たさない場合または指定代理請求人が指定されていない場合には、主契約の死亡保険金受取人が指定代理請求人として、保険金等を請求することができることとします。

- ③ 第①項または第②項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の事由を含みません。以下同じとします。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第①項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ⑤ 第①項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行い、また、会社指定の医師の診断を受けてもらうことがあります。
- ⑥ 第⑤項の事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による主契約の被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

#### 第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

契約者は、必要書類（別表）を提出し、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。

#### 第6条（告知義務違反による解除等の通知）

主契約にこの特約が付加されている場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、契約者の住所の不明その他の正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

#### 第7条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

#### 第8条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱）

主約款および各特約の特約条項の規定により、保険金等の受取人が主契約の被保険者から法人へ変更される場合には、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

#### 第9条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求は取り扱いません。

#### 第10条（主約款および各特約の特約条項に定める給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱）

この特約を付加した場合で、主約款または各特約の特約条項に主契約の被保険者が死亡した場合の給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱に関する規定があるときは、主契約の被保険者の法定相続人のうち、主契約の死亡保険金受取人等がない場合に代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱う規定は適用しません。この場合、主契約の被保険者の法定相続人であるこの特約において指定された指定代理請求人がいるときは、指定代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱うものとします。

#### 第11条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

**第12条（特約の更新）**

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

**第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）**

次の各号に定める場合は、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

- (1) 主契約に年金支払特約が付加され、年金支払特約の年金の支払が開始した場合
- (2) 主契約に年金払移行特約が付加され、主契約の全部が年金払に移行した場合

**第14条（無配当総合障害終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）に付加する場合の特則）**

この特約を無配当総合障害終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）に付加する場合には、第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(イ)、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項および第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）中、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。

(2026年4月制定)

**別表**

**請 求 書 類**

項 目	必 要 書 類
1 指定代理請求人による 保険金等の請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 指定代理請求人が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類 (7) 保険証券
2 指定代理請求人の変更 および指定の撤回 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。	

# 健康体料率特約

## (この特約の目的)

この特約は、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合に、主たる保険契約の保険料率として健康体料率を適用することを目的とするものです。

## 第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

## 第2条 (特約の締結)

この特約は、主契約の締結の際または更新の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合で、契約者から申出があり、会社がこれを承諾したときに、主契約に付加して締結します。

## 第3条 (健康体料率の適用)

この特約を付加した主契約には、健康体料率を適用します。

## 第4条 (特約の更新)

この特約の更新は取り扱いません。

## 第5条 (主契約の保険金額の増額の制限)

この特約を付加して締結した場合の主契約については、主約款の規定にかかわらず、保険金額の増額を取り扱いません。

## 第6条 (特約の消滅)

- ① 次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。
  - (1) 主契約の保険期間が満了したとき
  - (2) 第(1)号以外の事由により主契約が消滅したとき
  - (3) 主契約の保険期間が、会社の定める範囲外となったとき
- ② 第①項第(3)号の規定によりこの特約が消滅したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来に向かって主契約の保険料を改めます。

## 第7条 (特約の失効)

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

## 第8条 (特約の解約)

この特約のみの解約はできません。

## 第9条 (特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、この場合、主約款の復活の規定を準用します。
- ② 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主約款の規定により主契約が復活するときには、この特約は消滅します。

この場合、第6条（特約の消滅）第②項の規定を準用します。

#### 第10条（告知義務）

契約者および被保険者は、この特約の締結または復活の際、主契約の支払事由および保険料払込免除の事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

#### 第11条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第10条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、次の各号のいずれかの事由が生じた後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
  - (1) 主契約の保険金の支払事由
  - (2) 主契約の保険料払込免除の事由
- ③ 本条の規定によってこの特約が解除される場合は、会社の定める方法により計算した金額を授受します。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金受取人または被保険者に通知します。
- ⑤ この特約を解除できない場合については、主約款の規定を準用します。

#### 第12条（年齢または性別の誤りの処理）

保険契約の申込書（電磁的方法により表示された申込画面を含みます。）に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合で、実際の年齢または性別では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、主契約の保険料を改め、その差額を精算します。ただし、主契約の保険金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には主契約の保険金とともに支払い、不足額がある場合には主契約の保険金から控除します。

#### 第13条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(2026年4月制定)

# 団体扱特約

## 第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。

## 第2条（特約の適用）

- ① この特約で団体とは、次の各号のすべてを満たすものをいいます。
  - (1) 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体等で、会社が別に定める基準に適合する団体であり、その団体において保険料の一括集金が可能であること
  - (2) 会社と団体特別取扱契約を結んでいること
  - (3) 契約者または被保険者の数が10名以上であること
- ② この特約は、次の各号のいずれかを契約者とする保険契約で、団体を経てこの特約の適用の申出があったものに適用します。
  - (1) 団体に属する者
  - (2) 団体に属する者が組合または企業等の場合はその構成員または所属員（その構成員が組合または企業の場合も同様とします。）
  - (3) 第(1)号および第(2)号のほか、会社と団体が協議して定めた者
  - (4) 団体（この場合、被保険者については第(1)号から第(3)号の範囲とします。）
- ③ この特約による保険料の払込は、次の各号のいずれかのうち、会社と団体との間で取り決めた方法によるものとします。
  - (1) 年払または半年払
  - (2) 月払

## 第3条（団体保険料率の適用 - 保険料半年払・月払契約の場合）

- ① 団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保険料半年払契約または保険料月払契約に限り、団体保険料率Aを適用します。
  - (1) 契約者（団体を契約者とする保険契約の場合には、被保険者）の数が20名以上のとき
  - (2) 団体を契約者とする保険契約の被保険者の数とその他の保険契約の契約者の数が名よせのうえ、合算して20名以上のとき
- ② 団体が第①項に定める人数要件を満たさないときは、保険料半年払契約または保険料月払契約に限り、団体保険料率Bを適用します。
- ③ 団体が第①項に定める人数要件を満たさなくなったときは、第②項の規定にかかわらず、その時以降6か月間に限り、団体保険料率Aを適用します。
- ④ 団体保険料率Bが適用されている保険契約について、保険料自動前納特約の特約条項の規定により、当月分を含めて3か月分以上の保険料の前納が行われるときは、第②項の規定にかかわらず、普通保険料率を適用します。

## 第4条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）

- ① 保険料月払契約の契約日は、主約款に定める保険契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、保険期間および年齢の計算は、この日を基準として行います。
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに保険事故が発生したときは、保険契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として保険期間および年齢の計算を行い、すでに払い込まれた保険料に過不足が

あれば清算します。

- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、契約者からの申出により、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

#### 第5条（保険料の払込）

契約者は、この特約を付加した保険契約の保険料を、団体を経て払い込んでください。この場合、団体から会社の指定する払込方法（経路）により払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

#### 第6条（保険料の領収証）

団体を経て払い込まれた保険料については、団体から払い込まれた保険料総額に対する領収証をもって個々の契約者に対する領収証に代えます。

#### 第7条（保険料の払込に関する主約款規定の不適用）

この特約が適用されている保険契約には、次の各号に掲げる主約款の規定は適用しません。

- (1) 保険料の前納の規定
- (2) 保険料月払契約について保険料の自動貸付の規定

#### 第8条（特約の消滅）

- ① 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
  - (1) 契約者（団体を契約者とする保険契約の場合には、被保険者）が団体を脱退したとき
  - (2) 契約者の数または被保険者の数がいずれも10名に満たなくなった後、6か月以内に補充できなかったとき
  - (3) 団体特別取扱契約が解除されたとき
  - (4) 保険料をこの特約によらないで払い込む方法に変更したとき
  - (5) 保険料の払込が必要でない保険契約になったとき
  - (6) 保険料が主約款に定める猶予期間の満了日までに払い込まれなかったとき
- ② 契約者（団体を契約者とする保険契約の場合には、被保険者）が団体を脱退したときでも、団体を経て保険料を払い込むことができる期間については、会社は、その契約者または被保険者を、第2条（特約の適用）に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取り扱います。この場合、第①項第(1)号にかかわらず、この特約は消滅しません。
- ③ この特約が消滅したときは、一般扱の年払、半年払または月払の保険契約となって、主約款だけが適用されます。

#### 第9条（契約者配当金の支払 - 保険料月払契約の場合）

- ① 保険料月払契約の場合、会社は、主約款の規定により保険料からさし引いて支払うべき契約者配当金を、割当を行った次の事業年度経過後、団体を経由して支払います。
- ② 第①項の規定により支払う前に保険契約が消滅した場合には、会社は、契約者配当金を、保険金を支払うときは保険金受取人に支払い、その他のときは契約者に支払います。
- ③ 契約者配当金の支払方法について、特に団体との取りきめがあるときは、その方法によります。

#### 第10条（特約の更新）

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

**第11条（第2回保険料から団体を経て払い込む場合の取扱）**

保険契約締結の際にこの特約を付加した場合で、団体を経た保険料の払込を第2回保険料から取り扱うときには、第5条（保険料の払込）および第6条（保険料の領収証）の規定は、第2回以後の保険料について適用します。この場合、第1回保険料は、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

**第12条（無配当総合障害終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）に付加する場合の特則）**

この特約を無配当総合障害終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）に付加する場合には、特約条項の一部を次の各号に定めるとおり変更して適用します。

- (1) 第2条（特約の適用）第③項第(1)号を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
(1) 年払または半年払	(1) 年払

- (2) 第3条（団体保険料率の適用 - 保険料半年払・月払契約の場合）の条見出しを「（団体保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）」とし、同条の規定中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
保険料半年払契約または保険料月払契約	保険料月払契約

- (3) 第8条（特約の消滅）第③項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
年払、半年払または月払	年払または月払

(2026年4月制定)

# 保険料口座振替特約

## 第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(3) 提携金融機関	会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等のことをいいます。
(4) 指定口座	契約者の指定する口座のことをいいます。

## 第2条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または締結後に、契約者から保険料を会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 保険料の口座振替払込を申し出る場合には、契約者は、次の各号の条件を満たしてください。
  - (1) 提携金融機関に、指定口座があること
  - (2) 指定口座の名義人が提携金融機関に対し、指定口座から会社の預金口座への保険料の口座振替を依頼すること
- ③ 第②項の指定口座の名義人が契約者と別人であっても、保険契約上の権利と義務は、契約者に属するものとします。

## 第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）

- ① 保険料月払契約の締結の際の契約日は、主約款に定める保険契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに、保険事故が発生したときは、保険契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として年齢、保険期間および保険料払込期間を再計算し、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、契約者からの申出により、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

## 第4条（保険料の払込）

- ① 契約者は、この特約を付加した保険契約の保険料を、払込期月中の会社と提携金融機関とが協議して定めた日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振り替えることによって、払い込んでください。
- ② 第①項の振替があったときは、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合でも、契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- ④ 契約者は、あらかじめ保険料の払込に必要な金額を指定口座に預け入れてください。
- ⑤ 口座振替によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

## 第5条（保険料の口座振替ができない場合の取扱）

- ① 払込期月の振替日に保険料の口座振替ができなかったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険料月払契約の場合	(ア) 翌月分の保険料の振替日に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。 (イ) 指定口座の預金残高が2か月分の保険料相当額未満の場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、振替があったときは、猶予期間中の未払込保険料について払込があったものとします。
(2) 保険料年払契約または保険料半年払契約の場合	払込期月の翌月中の振替日に応ずる日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日）に、再度口座振替を行います。

- ② 猶予期間中の未払込保険料の口座振替ができなかったときには、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日までに、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

## 第6条（諸変更）

- ① 契約者は、指定口座を、同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出てください。
- ② 契約者が保険料の口座振替払込を止める場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出るとともに、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ③ 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合には、契約者は指定口座を他の提携金融機関の口座に変更するかまたは他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ④ 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。

## 第7条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 1年分を超える保険料の前納が行われたとき
- (3) 保険料の払込を必要としなくなったとき
- (4) 保険料をこの特約によらないで払い込む方法に変更したとき
- (5) 提携金融機関に指定口座がなくなったときまたは提携金融機関との間の口座振替に関する約定が解除されたとき

## 第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）

- ① 会社は、保険料月払契約に限り、口座振替保険料率を適用します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。
- (1) 当月分を含めて3か月分以上の保険料の前納が行われるとき
  - (2) 保険料の自動貸付が行われるとき

## 第9条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

## 第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）

保険契約締結の際にこの特約を付加した場合で、口座振替による保険料の払込を第2回保険料から取り扱うときには、第4条（保険料の払込）および第5条（保険料の口座振替ができない場合の取扱）の規定は、第2回以後の保険料について適用します。この場合、第1回保険料は、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

(2026年4月制定)

# 保険料クレジットカード払特約

## 第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。

## 第2条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または締結後に、契約者から、主約款に定める保険料の払込方法（経路）に代えて、保険料を会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 第①項のクレジットカードは、契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限り、適用します。
- ③ 会社は、この特約の適用にあたって、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性および利用限度額等の確認」といいます。）を行うものとします。
- ④ 会社は、契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

## 第3条（契約日の特例）

- ① 契約日は、主約款に定める保険契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに、保険事故が発生したときは、保険契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として年齢、保険期間および保険料払込期間を再計算し、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、契約者からの申出により、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

## 第4条（保険料の払込）

- ① 保険料をクレジットカードにより払い込む場合には、会社は、その保険料について、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額等の確認を行ったうえで、会社の定めた日（以下「指定日」といいます。）に、払込があったものとします。
- ② 同一のクレジットカードで2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合でも、契約者は、会社に対しその決済順序を指定できません。
- ③ 契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に支払うことを必要とします。
- ④ 会社がクレジットカードの有効性および利用限度額等の確認を行った後でも、次の各号の条件をすべて満たす場合には、その払込期月中の保険料については第①項の規定は適用しません。
  - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
  - (2) 契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っていないこと

- ⑤ 第④項の場合、会社は、契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- ⑥ この特約によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

#### 第5条（この特約による保険料の払込ができない場合の取扱）

- ① 保険料をクレジットカードにより払い込む場合で、その保険料について会社がクレジットカードの利用限度額内であることの確認を得られなかったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険料月払契約の場合	(ア) 翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料についてクレジットカードの利用限度額内であることの確認を行ったうえで、翌月の指定日に、2か月分の保険料のクレジットカードによる払込があったものとします。 (イ) クレジットカードの利用限度額が2か月分の保険料相当額未満の場合には、1か月分の保険料のクレジットカードによる払込を行います。この場合、猶予期間中の未払込保険料について払込があったものとします。
(2) 保険料年払契約または保険料半年払契約の場合	払込期月の翌月に、再度クレジットカードの利用限度額内であることの確認を行ったうえで、払込期月の翌月中の指定日に応ずる日に、保険料のクレジットカードによる払込があったものとします。

- ② 猶予期間中の未払込保険料のクレジットカードによる払込ができなかったときには、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日まで、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

#### 第6条（諸変更）

- ① 契約者は、クレジットカードを、同一のカード会社の他のクレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合には、あらかじめその旨を会社に申し出てください。
- ② 契約者が保険料のクレジットカードによる払込を止める場合には、あらかじめその旨を会社に申し出るとともに、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ③ カード会社が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合には、契約者はクレジットカードを、他のクレジットカードに変更するかまたは他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

#### 第7条（特約の消滅）

- ① 次の各号のいずれかの事由に該当したときには、この特約は消滅します。
  - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
  - (2) 保険料の前納が行われたとき
  - (3) 保険料の払込を必要としなくなったとき
  - (4) 保険料をこの特約によらないで払い込む方法に変更したとき
  - (5) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき。ただし、第5条（この特約による保険料の払込ができない場合の取扱）第②項の規定により保険料が払い込まれた場合を除きます。
  - (6) 会社がクレジットカードの有効性の確認を得られなかったとき
  - (7) カード会社が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止したとき
- ② 第①項第(5)号から第(7)号までの場合、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合、契約者は、その保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。ま

た、契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

**第8条（適用される保険料率 - 保険料月払契約の場合）**

会社は、保険料月払契約に限り、口座振替保険料率を適用します。

**第9条（主約款の適用）**

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

**第10条（特約の更新）**

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

(2026年4月制定)

# 条件付保険特約

## 第1条（特約の締結）

主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）または主契約に付加されている特約の締結もしくは復活の際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加して締結します。

## 第2条（条件）

① この特約により付加する条件は、その危険の種類および程度に応じて、次の各号のうちどれか1つまたは2つ以上の方法によります。

### (1) 保険金削減支払法

会社の定める削減期間中に被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときは、契約日、復活日または特約の締結日からの経過期間および削減期間に応じ、次のとおり保険金削減を取り扱います。ただし、不慮の事故または別表に定める感染症による場合は、保険金削減は行いません。

(ア) 保険金額または特約保険金額に次表の割合を乗じて得た金額を支払います。

(イ) 前(ア)にかかわらず、この特約を生活保障特約に付加する場合には、特約年金額に次表の割合を乗じて得た金額を年金支払期間の全期間にわたり支払います。

		削減期間				
		1年	2年	3年	4年	5年
経過期間	1年以内	5.0割	3.0割	2.5割	2.0割	1.5割
	1年超2年以内		6.0割	5.0割	4.0割	3.0割
	2年超3年以内			7.5割	6.0割	4.5割
	3年超4年以内				8.0割	6.0割
	4年超5年以内					8.0割

### (2) 特別保険料領収法

普通の保険料に会社の定める特別の保険料を加算した金額を払込保険料とします。この方法による場合、次の(ア)および(イ)に定めるとおり取り扱います。

(ア) この特約が付加された主契約または特約の払いもどし事由が生じたときは、会社の定める方法により計算した特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金を加算して支払います。

(イ) 前(ア)に定めるほか、特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金は、この特約が付加された主契約または特約の責任準備金または解約返戻金の取扱に関する規定を準用して取り扱います。

### (3) 年増法

被保険者の実際の年齢に会社の定める年数を加算した年齢をこの保険契約の年齢とし、その年齢に基づいて保険料および払いもどし金の額を計算します。

② 第①項の条件は、保険証券に記載します。

## 第3条（保険契約復活の制限）

主契約または特約にこの特約を付加して締結した場合の保険契約（特約を含みます。以下同じ。）については、普通保険約款および特約条項（以下「主約款等」といいます。）の規定にかかわらず、その効力がなくなってから1か年以内に限り、保険契約者は、復活請求書を提出して、保険契約の復活を請求することができます。

#### 第4条（保険契約の内容変更の制限）

主契約または特約にこの特約を付加して締結した場合の保険契約については、主約款等の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長および払済保険または延長保険への変更の取扱いを行いません。ただし、保険金削減支払法による場合には、削減期間経過後は払済保険への変更の取扱いを行います。

#### 第5条（主契約が無配当総合障害終身保険026（払込期間中無解約返戻金型）の場合の特則）

この特約を主契約に付加する場合には、普通保険約款に定める死亡給付金の支払金額の規定は、この特約の責任準備金額を主契約の責任準備金額に合算して取り扱います。

（2026年4月制定）

## 別表

### 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 <sup>せきり</sup>	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ> <sup>かいぱくずいえん</sup>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡 <sup>とうそう</sup>	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04
<p>（注） 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること</p> <p>(2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること</p> <p>(3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること</p>	







# 諸利率および お取り扱いの範囲

「諸利率およびお取り扱いの範囲」は、ご契約に適用される諸利率、および、本冊子作成年月現在のお取り扱いの範囲の一部を一覧形式にて記載しています。

# 諸利率およびお取り扱いの範囲

## (1) 諸利率

- ご契約に適用される諸利率には以下のような項目があり、金利水準等の状況変化等により今後変更することがあります。
- 実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めている利率が適用されます。
- 具体的な利率については、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。また、当社ホームページ (<https://www.taiju-life.co.jp/>) の「諸利率のお知らせ」でもご確認いただけます。

無配当総合障がい終身保険O26（払込期間中無解約返戻金型）

条項	項目
第11条第②項	保険料を前納する場合の割引利率（前納保険料の割引利率）
第11条第③項	前納した保険料の積立利率（前納保険料の積立利率）

## (2) お取り扱いの範囲

- 以下のお取り扱いの範囲は、今後変更することがあります。また、お取り扱いの範囲は「ご契約のしおり」でご説明しているものもございますので、あわせてご覧ください。
- 実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めているお取り扱いの範囲が適用されます。

無配当総合障がい終身保険O26（払込期間中無解約返戻金型）

条項	項目	お取り扱いの範囲
第24条第①項	減額後の最低保険金額	50万円※

※最低保険料等のお取り扱いの範囲もあわせて満たす必要があります。

また、契約日からその日を含めて1年を経過していないご契約は、お取り扱いの範囲が異なります。

特約

特約名	条項	項目	お取り扱いの範囲
年金支払特約	第4条	最低年金額	50万円



<生命保険に関するお問い合わせ先>

## 大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-318-766

平日 9:00 ~ 18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

生命保険に関するお手続きやご相談を承っています。

「必要書類」やもよりの営業部につきましても、こちらへお問い合わせください。

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXはお取り扱いしておりません。）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

TEL 03-3286-2648

ホームページアドレス (<https://www.seiho.or.jp/>)

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

■ ご契約に関するご相談については

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

受付時間 平日 9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

大樹生命ホームページ

<https://www.taiju-life.co.jp/>